

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会

第5回火力電源入札ワーキンググループ

日時 平成26年6月24日（火）14：58～17：46

場所 経済産業省本館地下2階講堂

1. 開会

○伊藤電力市場整備課長

では、定刻に少し早いですけれども、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会第5回火力電源入札ワーキンググループを開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

申し遅れましたけれども、私、電力市場整備課長に就任しました伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、4社、東北電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、九州電力株式会社の火力電源入札の募集要綱案をご審議いただくということで、4社の担当役員の方々にご出席いただいております。ありがとうございます。

まず、資料の確認でございますけれども、ごく簡単に、お配りしております座席表をおめくりいただきまして、資料1とあります資料の下のほうに配付資料一覧がございます。こちらをご確認いただきまして、もし後ほど資料等抜けがございましたら、事務局にお申しつけいただければと思います。なお、その中に第3回のワーキンググループでのご議論を踏まえまして、火力電源入札のガイドラインをこのたび改訂をいたしました。参考資料3として配付をさせていただいております。後ほどご確認いただければと思います。

それでは、ここからの議事進行につきましては、山内座長にお願いできればと存じます。では、よろしくお願いいたします。

2. 委員における利害関係の確認について

○山内座長

それでは、早速でございますけれども、議事に入りたいと思います。

まず、委員における利害関係の確認についてです。資料3をごらんください。審議に先立ちまして、今回も事前に事務局から各委員に対して、利害関係の有無を確認していただきました。東

北電力、中部電力、関西電力、九州電力の入札募集要綱案に対して、意見を提出した会社との間で、直接の利害関係がないことを確認しております。

2. 入札募集要綱案について（東北電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、九州電力株式会社）

○山内座長

引き続きまして、本日は東北電力、中部電力、関西電力、九州電力の入札募集要綱案についてご議論いただきたいと思います。今回、ご議論いただく電力会社は4社、非常に多いわけですので、まずは事務局から、本日、ご議論いただきたい論点について抽出をしていただいております。これをまず事務局から提出されている資料に基づいて説明をいただきまして、その後に、東北電力、中部電力、関西電力、九州電力から、それぞれの入札募集要綱案についてご説明を願いたいと思います。

それでは、資料4に基づき、事務局からのご説明をお願いいたします。

○伊藤電力市場整備課長

では、右肩資料4と記載されております横長のパワーポイントの資料に沿いまして、事務局からご説明申し上げます。

ページをおめくりいただきまして、1ページ目に火力電源入札募集の概要ということで記載がございます。こちらにございます5社のうち、本日につきましては、東京電力以外の4社が今回の審議対象となります。26年度につきましては、一般電気事業者は5社、含む東京電力ということになるわけですが、火力電源入札を実施することになっておりまして、このうち、3社が自社応札を行う。関西電力につきましては、自社応札でない形ということになっております。募集規模につきましては、単純に合計して、約1,070万キロワットということでございまして、供給開始時期はおおむね5年から10年後ということでございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目、これが全体の本日のアジェンダということでございますが、本日、ご議論いただきたい論点ということで、大きく2つございます。まず1点目としまして、これがきょうの本題ということでございますけれども、私のご説明に続きまして、各社からそれぞれの募集要綱案のご説明をいただくわけですが、それぞれの募集要綱案につきまして、新しい火力電源入札の運用に係る指針、ガイドラインと称しておりますけれども、ガイドラインに合致しているかどうか、こちらにつきましてご確認いただくということになります。具体的には、入札募集要綱案に対して、提案募集（R F C）の手続きを既に了していただいておりますので、それらの結果を踏まえて各社の対応ということで、例えば、以下の点、募集期間、

応札の最低条件、落札者の決定方法等々につきまして、ご確認をいただくということになります。委員の方々におかれましては、別途お配りしております参考資料3と付されているガイドラインの最新版、改訂版を脇に置いてご確認いただければと存じます。

2つ目の固まりとしまして、ガイドラインに必ずしもその記載がない、あるいはそのガイドラインに違反している、あるいは合致していない、そういった性格のものではないけれども、どう考えたらよいかという論点が幾つかこのR F Cを通じて浮かび上がってまいりましたので、これらについて、ちょっと私のほうから論点を抽出させていただいた上で、これらもある種、チェックリストとして念頭に置いていただきながら、各社のご説明を聞いていただきたいというものでございます。①から⑥がでございます。①から③までは、特に各社の取り扱いに若干差が出てきているということでございますし、④から⑥につきましては、ガイドラインのある種の解釈にかかわる焦点ということでございます。

それで最後に3. ということで、これは事務局のほうから全体のそのガイドラインの運用に当たって、このように整理をさせていただきたいというご報告事項が2点ほどございます。

こういった流れで、本日は事務局のほうからまずご説明させていただければと思っております。ページをおめくりいただきまして、3ページ、早速、6点ある論点のうちの1つ目ということで、先ほど申し上げたように、現行のガイドラインの規定に合致していない、あるいは違反していると、そういった性格のものではないけれども、どう考えたらいいかという論点でございます。

1つ目は、2つ目の丸にございますように、4社のR F Cのプロセスを通じまして、こういった意見が出ています。それは、建設の着工まで相当の期間が開くため、建設費、具体的には人件費であったり、材料費であったり、あるいは金利、こういったものについて、適切なエスカレーションを設定すべきではないかと。エスカレーションというのは、いわゆるスライド、補正といった意味でございますけれども、公共事業等ではこういった条項を入れる通例がございます。こういった意見がR F Cを通じて出ているということでございます。

それに対して、R F Cに対する各社の回答では、中部電力については応札者の応札時の選択によりまして、建設費のうちの土木建築費の補正を行うと。一方で、その金利の補正は行わないと、こういったことで従前の募集要綱の修正をされているということでございますが、その他の入札実施会社につきましては、補正を行わないということとされております。ちなみにこの当該補正につきましては、もし仮にエスカレーション、補正を行った場合には、応札価格は低減するものの、実際の受給に当たっては、当初の応札価格に変動が生じることとなりまして、一方で当該補正を行わない場合には、建設費用及び金利の変動を見込んだ応札価格となると、こういう関係にございます。

以上のように、端的に申し上げると、建設着工まで相当の期間があいた場合に、建設費及び金利の変動リスク、こういったものは一定のリスクとして存在するわけですが、入札実施会社がとるのか、あるいは応札側がとるのか、どちらがとるのか、こういう論点でございます。ちなみに、ガイドライン上はその3ページの下に記載されておりますように、基本的には具体的、客観的、定量的な基準により設定、あるいは予見可能性が確保されたものであると、こういった記述にとどまっております、このいわゆるエスカレーション条項について、やるべき、あるいはやらないべきと、こういったことについては、特に明記をしてございませんでした。

4ページ目に先ほど申し上げた各社の対応がまとめられておりまして、これも踏まえて後ほど各社のご説明を聞いていただければと思います。また、ご参考まで、5ページに実際に各社のR F Cにおいて寄せられたご意見と、そして各社の回答、対応方針について、まとめてございます。

それで6つあるうちの2つ目の論点に参らせていただきます。6ページ目でございます。2点目は資金調達にかかわる論点となります。こちらにつきましてもガイドライン違反ということではございませんけれども、4社におきまして例外なく、実際に応札する場合にある会社のまとまりとして応札する場合もありますけれども、子会社、あるいは合弁会社、ジョイントベンチャー等々の形態で応札するということは当然想定されるわけでございますけれども、こういった場合に、当該会社の出資者に連帯保証を求めると、こういう要件がそれぞれの募集要綱案に入っております。

それで、7ページにR F C意見と各社の回答ということで、このR F Cの中で必ずしもその連帯保証は必須ではないのではないかと、こういうご意見が寄せられているということでございますけれども、各社のそれぞれの対応方針におきましては、全体としては長期継続的な安定供給ということ等を理由としまして、基本的にはその出資者についての連帯保証を求めるということで対応方針が記載をされております。募集要綱案は修正をしないという対応方針案となっております。

続きまして、3点目の論点でございます。8ページでございます。これは実際に入札をするに当たって、何かしらの事由により解約をする、あるいは解除をすると、こういったことが想定されることがあるわけですが、こういった場合にどういう補償を行うかという論点でございます。具体的には9ページ目で、各社の後ほどご説明いただく募集要綱案におきまして、記載がかなりまちまちになっております。東北電力、中部電力、関西電力、九州電力、それぞれでこの補償についての条件について記載がございすけれども、例えば一例でございすけれども、中段の中部電力の欄を見ていただきますと、電力事由による解約ということで、受給開始前につきましては、解約によって通常生ずべき落札者の損失を補償するといったような記載、受給開始後

につきましては、基本料金の残存契約期間に対応する金額を補償する。ただし、基本料金の7年間分を上限とする。あるいは落札者に生じた損害に係る金額のうち、上記の金額を超える額。こういった記載になっております。比較のため、例えば関西電力、その右の欄でございますけれども、同じく電力事由による解約で、受給開始前につきましては、落札者がこうむった通常生ずべき、こちらは実損額に対する補償を行う。ただし、基本料金の84カ月、7年分でございますけれども、84カ月を上限とする。あるいは受給開始後につきましては、84カ月を上限に、受給期間の残月数に基本料金を乗じた金額を解約金として支払う。こういった以上の例を申し上げましたけれども、こういった記載がそれぞれなされているということでございまして、後ほど各社のご説明の中でご確認いただければと思います。

10ページと11ページに、補償の問題についてR F Cの中で寄せられたご意見、例えば84カ月というキャップを取り除いてほしい、こういったようなご意見が寄せられておりまして、それに対して各社それぞれご回答、対応方針が記載されてございます。

続きまして、12ページ、4つ目の論点でございます。こちらは落札結果の公表に関する論点でございます。現行のガイドラインにおきまして、落札者に係る情報については、基本的に情報公開しようと、こういうことになってございます。1つ目の丸にございますように、入札案件ごとに入札実施会社、電力会社さんにおいて、卸供給の契約価格の平均額と、当該平均額と上限価格の乖離率、こういう数字を公表するというふうに規定をされてございます。そこで今般、中部電力のR F Cにおきまして、中部電力、発電側からだということですがけれどもご意見が出されておりまして、特に自社応札を行う場合にこのルールをそのまま機械的に適用すると、自社応札価格は明らかになってしまうことから、公正な競争に鑑み課題があるのではないかという意見が出されたということでございます。

いずれにしても、情報公開というものは非常に重要だということでございますけれども、公表された情報をもとに、上限価格を非公表にすることを可能にしたわけですがけれども、結果として上限価格は算出可能となってしまう場合には、特に自社応札をする場合には、応札者ユニットのいわゆる発電単価、これを公表することになり、今後の自由化に進展の中で、公平な競争を阻害する可能性があるという論点でございます。

そういう意味で、上限価格を非公表とする場合、従前はもともと上限価格は公表ということを前提としていたわけですがけれども、上限価格を非公表とする場合におきまして、落札者の契約価格は特定されないよう配慮した上で、卸供給の契約価格と上限価格の乖離率のみを公表させると、こういうことで変更してはどうかという論点でございます。そういう意味で、それに共連れて、現行のガイドラインについても一部改正という形でいかがというふうに考えてございます。

今申し上げたことを13ページ、ごく簡単に例としてご紹介すると、下段にございます数字のイメージということで、左側がもともと想定しておりました現行ガイドラインで、上限価格を公表する場合ということで、上限価格、例えば11円/kWhという場合におきまして、3社から札が入ると。このときにもともとガイドライン上は何を公表することになっていたかと申しますと、卸供給の契約価格の平均額ということで10.75円という、これは分布の中の平均ということと、そして当該平均額10.75円と、上限価格である11円のかい離率ということで97.73%。この数字はもともと公表することになっていたわけでございますけれども、実際に上限価格を非公表にすると、こういったことを今回制度的に設けることとしたわけですが、今までと同じような形で数字を公表しますと、当然のことながら10.75と97.73という数字があった場合に、その割戻しをすることによって非公表としたはずのその11円という上限価格が出てしまうということで、かつ自社応札の場合には、より問題があるということでございますので、今般のご提案としましては、実際に落札結果の公表という観点から、右側にございます下のほう、実際の卸供給の契約価格と上限価格のかい離率を出す。具体的には100%であり、97.73%であり、95.45%という、そのかい離率を出すと、こういう形で変えることで、上限価格が出てしまうということの弊害を除去できるのではないかとこの論点でございます。

続きまして、資料の14ページをごらんいただけますでしょうか。5つ目の論点でございますが、もともとのガイドラインにおきまして、非常に裾切り要件、全体の参加要件を余り限定的にはしないと、こういう方針でやってきておりまして、いわゆる電源の需給調整機能ということについても、当該機能を具備しないことをもって直ちに落札対象者から除外するということは認めていないわけですが、あるいはガイドラインにおきまして、通告変更の期限という点につきましても、遅くともスポット取引の入札日の前日、原則として2営業日前までを基本型とし、より直前の通告変更に対応できる電源については加点评価をすると、こういう規定になってございます。当該通告変更の期限をスポット取引の入札日の前日より厳しい条件で設定することは認めてございません。

今般、後ほどご説明がございましたように、九州電力の入札募集要綱案において、これは対馬ということで、離島に限定してということで、需給調整機能を具備すること、及びその実受給日の前日までを期限とした通告変更に対応することという要件を求めているということでございまして、この応札業者はこの当該条件を満たすことが必須、これがないと実際に応札できない。こういう要件になってございます。これはいわゆる大規模な系統と連系されていない離島電源の需給調整機能の要件ということでございますし、あるいはその取引所取引を活用し売電することは、実際にはその難しい離島電源における通告変更の期限ということでございまして、個別の状況を

踏まえて判断ということではないかと思えますけれども、これらの論点につきまして、後ほどご説明を聞いた上で、ご確認いただければということでございます。

それで、6点目の最後でございます。16ページをごらんいただけますでしょうか。情報遮断の論点でございます。これはこの2月に改訂をした部分でございますけれども、ガイドライン上、入札実施会社みずからが応札しない場合、自社応札でない場合であって、上限価格を事前に公表しない場合におきましては、入札実施会社が講じる入札実施部門と火力部門との間の情報遮断等の措置の実効性、適切性を、中立的機関——このまさにワーキングでございますけれども——において、厳格に審査をするという規定がもともとございます。本日、これに該当するのは関西電力でございますので、関西電力のご説明の中で実際に同社が講じておられる情報遮断の措置について、詳しくご説明いただくということになろうかと思えます。その実効性、適切性について、ご確認をいただければと思ってございます。

以上6点の論点を抽出をさせていただきました。これらを念頭に置いていただきながら、ご説明を聞いていただくということになろうかと思えます。

それであと2つほど、17ページ、これはご報告事項でございます。今般、東北電力及び九州電力のR F Cの中で、いわゆる自社応札と他社応札と両方とも制度として認めているわけでございますけれども、自社応札につきまして、既存設備の全部、または一部を利用する場合、あるいは既設設備を撤去する場合、こういったことは当然あり得るわけでございますけれども、こういったケースにおいて、応札価格にその所要のコストをしっかりと含めるべきである。言ってみれば、コストをある種ごまかす、こういったことがあってはならないと、こういうご意見がございました。現行ガイドラインにおきましては、上限価格は能率的な経営のもとにおける適正なコストを前提とする必要があると、こういうふうに明記されてございますので、そういうのは当然コストをごまかしてはいけないということございまして、したがって事務局からのご提案としましては、本日ではなく、むしろ第2回目ということで、本日、募集要綱案を確認いただいた上で、最終的に落札候補者を内定した評価報告書を審議していただく、こういうワーキングを今後予定させていただくことになっているわけでございますけれども、その中でしっかりご確認をいただく。具体的には既存設備との共用設備等がある場合に、入札実施会社からコスト配分の方法をしっかりと確認した上で、合理的な理由なく既設設備にそのコストを負担させている。こういったようなケースがもし仮にあるようであれば、しっかりと上限価格を補正をし、再評価の実施を求めると、こういうことでございます。自社応札する各社におかれては、あらかじめご認識いただきたい論点でございます。

それから、19ページ、これも非常にテクニカルな論点でございます。上限価格という言葉が

たくさんこのガイドライン上出てまいりますが、ちょっと各社によって解釈が若干分かれていたと。ある種、上限価格以下なのか、上限価格未満なのかという論点でございまして、これは上限価格という場合には、上限価格を含む、以下であるということでございますので、今回、上限価格を含むという記述を明記をさせていただいたということでございます。これはご報告でございます。

以上、長くなりましたけれども、事務局から資料の説明は以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、資料5に基づいて、東北電力より今回の入札募集要綱案について、ご説明を願いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○石森執行役員（東北電力株式会社）

東北電力の石森でございます。本日は当社の入札募集要綱案について、ご審議を賜りまして、まことにありがとうございます。私から概要を説明させていただきます。

まず最初に、資料5の1ページ目をごらんいただければというふうに思います。当社は東日本大震災以降、緊急電源の設置や休止火力の運転再開などによりまして、供給力を確保しておりますが、自社火力設備の経年化が進んでいる状況がございます。設備信頼度や経済性等の観点から、計画的に経年火力の代替となる電源の開発を進めていく必要があると考えているため、自社応札を前提とした入札募集を行うことといたしました。4月10日に事前説明会を開きましたが、以降、募集要綱案に対するご提案を募集し、多数のご提案をいただきました。これらにつきましては、お手元の資料のとおり、現時点の当社の考え方として、6月6日にホームページに回答を掲載させていただいております。

本日は、入札募集要綱案の概要説明の後、ご提案に対する回答をご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずは、見直し前の募集要綱案の概要について説明いたします。3ページから6ページまで、主な募集条件の概要を記載しております。まず、3ページですが、当社は年間契約基準利用率70%から80%の募集電源1と、40%から50%の募集電源2を、それぞれ60万キロワット募集いたします。

次に主な応札条件です。入札価格が上限価格以下となることを条件としておりますが、当社は自社応札を予定しているため、上限価格は非公表とさせていただきます。契約供給期間、技術的信頼性などにつきましては、記載のとおりでございます。

次に4ページ目をごらんください。当社は価格要素に加え、再生可能エネルギーの導入及び経

年火力の計画的な代替を進めるため、受給変動対応及び計画の確実性に関連する非価格要素を考慮します。非価格要素の詳細については、下の表をごらんください。価格点と非価格点の合計の最大が100点となるよう評価し、点数の高いほうから順位を決定いたします。

次に5ページをお開きください。落札者の決定については、順位が上位のものから夏季出力を累計し、募集規模60万キロワットに達する応札者までを落札候補者として選定いたします。60万キロワットに達する最後の応札者までの夏季出力の累計量が70万キロワットを超える場合は、最後の応札者に対し、夏季出力の累計量が70万キロワットとなる必要量での入札価格の再算定、及び非価格要素の再検討を依頼し、その結果に基づき落札候補者を選定いたします。

6ページでは、落札候補者選定の一例を図であらわしてございます。7ページから10ページでございますが、こちらでは運用について記載してございます。7ページ、受給料金は基本料金と電力量料金の二部料金制としております。ペナルティ制度ですが、7ページ、下の段と、8ページ、上の段に記載していますが、当社の通告した電力量に対して、余剰や未達が生じた場合の扱いを記載しています。これはトラブル等の発生時の早期復旧のインセンティブとなっております。

次に8ページの下の段をごらんください。通告運用ですが、将来の需要変動や燃料価格の大幅な変動などへ対応するため、年間供給可能電力量から20%、あるいは10%の自由度を確保させていただきます。

次に9ページをごらんください。電力需給状況等の事情がある場合に、通告変更を行います、年度当初に予定している電力量から、最大で10%まで増加、減少をお願いする可能性があります。

次に10ページをごらんください。余力活用についてですが、当社が通告しない部分を他の方に販売することが可能です。10ページ、下の段から、11ページでは、契約に関する概要を記載しております。まず、契約保証金ですが、契約履行の担保のため、1キロワット当たり5,000円を預託していただきます。供給開始の遅延については補償の上、12カ月までを限度に認めることとしております。

次に11ページをごらんください。契約の解約ですが、やむを得ない事由が生じた場合には、補償を行うことを前提に解約が可能となります。解約時の補償については、供給開始前、供給開始後、それぞれ記載のとおりです。なお、供給開始後の解約で、当社事由の場合は、逸失利益を含む落札者の通常生ずべき損失が補償対象となります。ここまでの募集要綱案の内容となります。

では、12ページ以降のR F Cでいただいたご提案と、当社の考え方をご説明いたします。

まずは13ページをごらんください。R F Cでのご提案総数は49件であり、募集要綱案のさまざまな部分にご提案をいただいております。以下、その内容について、ポイントを説明いたします。14ページをごらんください。上限価格については、上限価格の公表及び既存設備の算定方法

などについてご提案をいただきました。当社の上限価格は自社応札価格となるため公表しないこととしていますが、落札者様に対しては契約協議の過程において開示いたします。既存設備の算定方法については、各々の判断に基づき、応分のコストを適切に織り込むものと考えております。

15ページをごらんください。入札価格については、二酸化炭素対策の評価方法に関するご提案をいただきましたが、二酸化炭素対策コストは判定価格で評価するため、非価格要素での追加評価はしないことといたしました。

16ページから18ページまでは入札価格の評価についてのご提案です。ここでは系統アクセス工事費の再算定結果の合理的な説明、非価格要素の追加・削除、落札候補者の選定における入札価格の再算定期間延長に関するご提案をいただきました。まず、系統アクセス工事費の再算定結果については、対象の応札者様にお知らせいたします。

次に17ページから18ページ、上の段までをごらんください。非価格要素についてですが、再生可能エネルギー導入による需給変動への対応や、計画の確実性に関して、当社が重要と考えている必要な項目を設定したものであり、原案のとおりとさせていただきます。

次に18ページ、下の段をごらんください。落札候補者の選定における入札価格の再算定期間延長については、ご提案を踏まえ、応札者様が再算定結果の判断に要する時間を考慮し、2週間から1カ月間に延長し、要綱案を見直しさせていただくことといたしました。

次に19ページから21ページまでは、スケジュールや入札条件に関するご提案です。まず、スケジュールについてですが、19ページですが、入札募集期間延長のご提案をいただきました。入札募集期間は、電気事業法やガイドラインを踏まえた期間を設定しており、見直しは行わないこととさせていただきます。

1ページ飛ばしまして、21ページをごらんください。入札条件についてですが、利用率の設定方法や、変動幅、大規模災害時の復旧期間に関するご提案をいただきました。まず、利用率についてですが、将来的に需要変動などがあっても、低廉な電気料金実現には、最経済運用が必要であるため、利用率変動についての一定の自由度を確保することが必要と考えております。また、復旧期間についてですが、これは東日本大震災の経験も踏まえて設定しているものであるため、見直しは行わないこととさせていただきます。

22ページをごらんください。環境アセスメントの結果、京都議定書目標達成計画との整合の観点から、発電所の建設が認められない場合における解約補償の免責について、ご質問をいただきました。これについては、後継計画等が明らかになった以降、ご質問のような事案が発生した際には協議させていただきます。

23ページをごらんください。契約条件のエスカレーションについては、燃料費等にかかわる指

標の追加や、資本費等へのエスカレーション適用について、ご提案をいただきました。燃料費については、同一条件のもとで評価する必要があることや、新たな指標の追加は、仕組みを複雑化させてしまうことから、追加いたしません。また、資本費等に関する変動要素については、競争原理を導入して安価な電源調達をすることにより、電力供給の効率化を図ることを目的とした本制度の趣旨を考慮し、応札者様の判断により入札価格へ織り込んでいただくものと考えており、エスカレーションの適用は行わないこととさせていただきます。

次に24ページから25ページは、被災から復旧や運開の繰延に関するご提案です。運開繰延の限度として設定した12カ月、また被災からの復旧における免責期間として設定した12カ月の削除について、ご提案をいただきました。12カ月間については、電力安定供給の責務達成の観点から、また、被災からの復旧については、東日本大震災での当社の経験も踏まえて設定しており、原案どおりとさせていただきます。

以上、ここまでのガイドラインに関連する当社の要綱案に関するご提案や、ご回答の説明でございます。

26ページ以降につきましては、ガイドラインに定められていないことにつきましても、ご提案をいただいております。これにつきましては、本日の論点に絞ってご説明いたします。まずは30ページをごらんください。当社が解約を申し出た場合の損失の補償についてですが、当社は通常生ずべき損失を補償することとしており、解約となった時点において補償内容について協議により決定させていただきます。

次に31ページをごらんください。連帯保証でございますが、連帯保証は電力卸供給を行うことを目的とした子会社等が契約を締結する場合に、連帯保証状をご提出いただくものです。IPP事業は長期継続的な電力の安定供給を担っていただくものであり、子会社、または合併会社等を設立して事業を行う場合には、事業の継続性や安定性の観点から出資者に連帯して保証いただくことが必要であるというふうに考えております。

それから33ページでございますが、こちらではR F Cを踏まえた再算定期間の延長に伴う要綱案の見直し、また事前説明会以降の状況変化に伴う見直し箇所について、記載してございます。

東北電力、私からの説明は以上とさせていただきます。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、資料6に基づきまして、中部電力から資料のご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○高橋電力取引部長（中部電力株式会社）

中部電力の高橋でございます。それでは、資料6に沿ってご説明をさせていただきます。1ページ目でございます。当社は火力設備の高経年化を踏まえまして、長期的な電力供給の安定性、経済性等の観点から、ガイドラインに基づき火力電源入札を実施することといたしました。入札実施に当たりまして、R F Cを実施し、75件の提案等を頂戴し、このうち36件について入札要綱案に反映をいたしました。

R F Cの回答につきましては、6月10日に、また見直し後の入札要綱案につきましては、昨日、当社ホームページにそれぞれ掲載をしております。

本日は火力電源入札ワーキングにおいて、見直し後の入札要綱案とガイドラインとの適合について、ご確認をよろしくお願いいたします。

それでは、1枚おめくりいただきまして、3ページのほうをごらんください。3ページから6ページまでは、当社が4月17日に公表いたしました入札要綱案の概要について示しております。募集の内容でございますが、募集の規模は100万キロワット、供給期間は原則15年、供給開始の時期は、平成33年4月から平成35年3月までに供給を開始するもの。年間の契約の基準利用率は70%から80%としております。主な入札条件としては、応札者の判定価格が上限価格である当社の判定価格以下となることなどが必要となります。

なお、当社は自社応札を実施いたしますので、今回の入札では上限価格を公表はしておりません。

続いて4ページをごらんください。こちらは評価方法についてでございます。当社は応札者の価格要素と非価格要素をそれぞれポイント化した合計ポイントにより評価する総合評価方式にて落札候補者を選定いたします。価格要素ポイントは、95ポイントを満点、また非価格要素ポイントは最大5ポイントとして、両者を合計した総合ポイントの高いものから順位づけをいたします。落札者の決定においては、総合ポイントが高いものから応札者の最大受給電力を累計し、合計で100万キロワットに達する最後の応札者までを落札候補者といたします。

本ワーキングの審議を経て入札要綱を確定し、7月中旬に入札説明会を開催の上、募集を開始いたします。募集の期間は11月下旬に締め切ることを考えておりまして、R F Cの開始から入札募集締め切りまで、7カ月強を確保してございます。

それでは次のページをごらんください。5ページは運用に関する事項を示してございます。受給料金は基本料金と電力量料金の二部料金ということでございますが、この基本料金のところに資本費につきまして、入札時の年度別価格で固定と書いてございますけれども、今回、R F Cでのご提案を踏まえまして、土木建築工事費の変動に伴う資本費の補正を行うこととしました。これは後ほどご説明をいたします。

また、電力量料金の中の第二種電力量料金単価につきましては、こちらもR F Cのご提案を踏まえまして、この案では第一種料金の3分の1、割る3となっておりますけれども、2分の1に修正をしてございます。また、通告超過、及び通告未達における許容、ペナルティのところでございますが、許容についても案では1%となっておりますけれども、3%に見直しまして条件を緩和をしてございます。

続いて6ページでございます。こちらにつきましては、運用に関する事項のうち、通告運用と変更通告についてでございます。こちらにつきましては、R F Cのご提案を踏まえまして、見直しをしておりますので、後ほどご説明をさせていただきます。また、事務局資料で論点となっております営業運転開始前の解除、一番下のところでございますが、こちらは後ほどご説明をさせていただきます。

次に7ページ、こちらも引き続き契約に関する事項の説明でございますけれども、こちらに営業運転開始後の解除について記載がございますが、こちらも後ほど説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、9ページをごらんください。9ページではR F Cでいただいたご提案の概要及び入札要綱案へのご提案の反映結果を示してございます。先ほど申したとおり、75件のご提案等をいただきまして、36件のご提案を入札要綱案に反映いたしました。

次の10ページ以降で、表の中で太字にしております4つのご提案につきまして、個別に当社の考えをご説明させていただきます。

まず、10ページが通告範囲の変更に関するご提案を示してございます。R F Cでは、年間通告を基準利用率プラス10%からマイナス20%の範囲で設定できることに加え、変更通告でも年間通告の±10%で設定できることは、燃料調達や発電効率、部品の摩耗などの面で影響が大きいというご提案をいただきました。

この提案を受けまして、落札者の運用面を考慮いたしまして、通告実績に上・下限値を設定することで条件を緩和しております。具体的なイメージが次の11ページでございます。このイメージは基準利用率75%の電源の下限値付近での通告例を示しております。下段が見直し後の内容となります。年間通告は、基準利用率に対しまして、プラス10%からマイナス20%の範囲で通告をいたします。また、変更通告を実施したとしても、原則としてこの基準利用率からプラス10%、マイナス側はマイナス20%の範囲におさまるように通告をいたします。なお、最終的な通告の実績が、基準利用率から10%を下回った場合、この場合は65%でございますけれども、その場合は発電効率の低下に対して、必要に応じて利用率低下補正を実施することとしております。

続いて12ページでございます。こちらは燃料エスカレーションに関するご提案を示しております。燃料エスカレーションにつきましては、見直し前の要綱案においては、供給期間のエスカレ

ーションのみ考慮することとしておりましたが、R F Cでは、応札から供給開始までのエスカレーションも考慮する必要があるのではないかという内容でございました。このご提案を受けまして、足元から供給開始までの間のエスカレーションも考慮したほうが、データ利用の一貫性の観点から適切と考えましたので、新たにWorld Energy Outlookの2012年から2020年までの間の平均変動率を追加することといたしました。具体的には次の13ページをごらんください。

これが燃料価格の見通しでございますけれども、このグラフの一番下のところ、今回、追加する部分とありますとおり、新たに2020年までの燃料費エスカレーション率を考慮することといたしました。これによりまして、例えば天然ガスの足元の低下基調が入札価格の評価に加味されることとなります。

次に14ページ、こちらは土木建築工事費及び金利変動時の補正に関するご提案を示してございます。R F Cでは、土木建築工事費は落札後著しく変動する可能性が考えられることから、物価補正の選択を可能とすべきとのご提案をいただきました。当社はこの提案を受けまして、一定の条件を付して物価補正の選択を可能ということにいたしました。その具体的な方法は、下段のほうですけれども、補正はプラス・マイナス両方行うこと。それから少し飛びますけれども、一番下の4つ目の丸ですけれども、補正の実施時期は工事契約が締結されると見込まれる環境影響評価書の確定月の指数が、入札募集開始時点の値に対して、閾値（± 5 %）を超えた場合に、契約金額の補正を行うということにいたしました。

なお、ちょっと上段の表の中ですけれども、金利についても変動補正の選択を可能とすべきという提案をいただきましたが、資金調達環境は応札者ごとに異なることから、応札者が独自に設定いただくこととしまして、変動補正は行わないということで回答をしております。

次に、15ページは落札結果の公表方法に関するご提案を示しております。R F Cの内容につきましては、先ほど事務局から資料において説明がありましたので省略をさせていただきますけれども、平均価格と上限価格の乖離率を公表いたしますと、自社の応札価格が判明してしまうということは、事務局からご説明があったとおりなんですけれども、もう一点、表の下の方のアンダーラインが引いているところでちょっと見づらいんですけれども、落札者が自社のほかにもう一社であった場合には、その上限価格がわかった上に、平均価格がわかっているということになりますと、そのもう一社のほうの契約価格も判明してしまうという問題点がございます。ガイドラインでは、落札者が1社の場合は公表を求めないなど、特定の事業者の入札価格が明らかになることを防ぐルールとしていることも踏まえまして、特定の事業者の入札価格が類推されない公表方法について、ご配慮をいただきたいと考えてございます。

次の16ページ以降は、R F Cでいただいたご提案のうち、ガイドライン対象と考えられるもの

の概要及び当社回答について、ご説明をしています。

1枚おめくりいただいて、17ページ、こちらは入札のスケジュールに関するご提案をいただいておりますけれども、入札要綱案のスケジュールはガイドラインの記載にのっとっておりますので、このまま進めさせていただきますという回答をしています。

それから18ページは、電源の運転パターンに対するご質問でございます。パターンEという出力制限が適用される場合はいつなんだということでございますが、将来、太陽光が大量導入された場合に、中間に出力抑制が生じる可能性がある、想定される旨を例示としてしていますという回答をしております。入札要綱案に記載の運転パターンは一例として示したものでありまして、実運転中の運転パターンは、落札者と協議の上、決定することといたしております。

続いて19ページ、こちらは既に10ページで説明したので、省略させていただきます。

続いて20ページ、こちらは上限価格とその算定根拠を公表すべきとのご提案を示しております。当社としては特定の事業者の応札価格を公表することは、競争上の不利益が生じるおそれがありますので、上限価格の算定根拠と価格は公表できない旨を回答しています。

続いて21ページは、入札条件のうち、系統アクセスに関するご提案を示しています。RFCでは、接続検討申込みにおける回答期限である原則の3カ月を超えるケースがあるのかないのか。また、仮に3カ月を超える場合の募集締め切りの延長措置について、ご提案をいただきました。当社としては、接続検討の集中により、検討が輻輳する場合や、大容量電源の検討には、3カ月を超過する可能性があるということを記載しております。このため、事前相談を活用して確認いただくなど、可能な限り早期に接続検討をお願いしております。

続いて22ページも系統アクセスに関するご提案でございます。RFCでは、接続検討申込みにおける再算定が行われた際には、その背景、入札価格への影響等について、応札者に合理的な説明を行うべきというご意見をいただいております。当社としては再算定時には応札者に対して、理由及びその影響を説明させていただきます。

それから23ページは、土木建築費と金利の件ですので、先ほど説明したとおりです。

また、24ページは燃料エスカレーションの話ですので、これも省略させていただきます。

続いて25ページは、価格に関するご提案として、非価格要素である周波数制御機能に関するご提案を示しております。RFCでは、周波数調整機能を備えて、需給運用に参加する事業者への効率低下や、対価の支払い等については、電力システム改革の制度設計後に協議すべきというご提案をいただいております。しかし当該機能は、加点评価として取り扱っております。したがって、実運用において事業者を求める対価等をお支払いする対象ではないというふうに回答しております。

続いて26ページは、落札結果の公表方法については、先ほどご説明したので省略させていただきます。

27ページは、契約条件に関するご提案として、営業運転開始日の変更における免責条件に関するご提案を示しております。R F Cでは、営業運転開始日の繰延に関して、免責事由の具体化についてご提案をいただきました。これを踏まえて当社としては、契約締結後1年を経過した日以降でも、落札者の責めに帰さない事由による場合は、営業運転開始遅延補償金の対象としないということに変更をしております。

また、次の28、29ページも、契約条件に関するご提案でございまして、契約解除時における免責条項に関するご提案でございます。まず、28ページは事業の開始・継続が困難となった場合に、これが不可抗力であるときには、事業者にも不利とならない契約条件の設定にしてほしいというご提案をいただきました。これを受けまして、落札者または当社のいずれの責めにも帰さない事由により、1年以上継続して電力受給の供給を停止する場合、契約を解除することがありますが、その場合の損害賠償について一定の免責を行うこととしました。

続いて、29ページ、こちらは営業運転開始前に環境影響評価や天変地異などのやむを得ない事由などで解除に至った場合の免責についてのご提案でございました。当社としては個別に免責規定を定めるのではなくて、発生した事案ごとに帰責事由の有無などにに基づきまして、契約の解除や損害賠償の対象となるかなどを判断させていただくことといたします。なお、帰責事由がない場合は、損害賠償の対象外としております。

続いて30ページ以降は、ガイドライン対象外とさせていただいたR F Cの回答を記載しておりますが、事務局の資料で、論点となっている部分のみ説明させていただきます。まず、37ページをごらんください。37ページは連帯保証に関してです。当社の考えは、落札者には長期的な電力の安定供給を担っていただくこととなるため、事業の継続性、安定性の観点から、子会社または合弁会社により事業を実施する場合は、財務的な基盤が確かなその出資者である事業者が連帯して保証していただくことが必要と考えております。連帯保証していただく出資者の範囲などは、落札者の会社形態など、個別事由を確認させていただいた上で、落札者と協議したいというふうと考えております。

続いて42ページをごらんください。こちらは契約解除の損害賠償にかかわる部分でございます。当社の損害賠償の考え方としては、営業開始前の解除の場合は、契約の解除により通常生ずべき事業者の損害に相当する金額、また営業運転開始日以降の解除につきましては、契約の残存期間の基本料金予定額——上限は7年としておりますけれども——を支払うとともに、ロと書いてある部分ですけれども、それを超える金額がある場合には、それもお支払いするというふうにし

てございます。そのR F Cにおきましては、通常生ずべき落札者の損害に相当する金額、あるいは営業運転開始後の落札者に生じた損害に係る金額について、具体的な例を明示していただきたいということでございましたけれども、これにつきましては事案ごとに事情も異なるということで、あらかじめ明示することは困難と考えております。そういったものにつきましては、落札者に生じた事象や損害等につきまして、個別に判断をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、資料7に基づいて、関西電力からご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○彌園執行役員（関西電力株式会社）

関西電力の彌園でございます。それでは、当社の火力電源入札募集要綱につきまして、資料7に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、1 ページ目はこれまでの経緯でございますが、3月26日に入札実施を公表いたしまして、4月8日に事前説明会において、入札募集要綱案を公表いたしました。その後、入札募集の公平性、透明性を高める観点から、5月7日までの1カ月間、この入札募集要綱案に対する皆様からのご意見を募集いたしましたところでございます。その結果、6社から合計111件のご意見を頂戴しまして、これに対する当社の考え方を6月12日にホームページにおいて公表したところでございます。

本日、入札募集の概要及びいただきました意見に対する私どもの回答、並びに当社の情報遮断に対する対応について、ご説明させていただきますので、指針の内容に照らしたご確認をお願いいたします。

それでは、まず初めに、当社の入札募集要綱案の概要についてご説明をさせていただきます。見直し前の概要でございますので、ご意見を踏まえ、見直している項目も幾つかございますが、ご了承くださいと思います。

3 ページをごらんください。主な募集内容、それから要件の概要でございます。募集規模は150万キロワット。受給開始基準日は、平成33年度から平成35年度の間で、受給開始可能であること。受給期間は原則15年。基準利用率は70%といたしております。上限価格は非公表とし、当社は自社応札をいたしません。主な要件、1つ目といたしまして、期首に設定する年間受給電力量設定範囲は、基準受給電力量、そのうち70%から上限をプラス10%、下限をマイナス20%で調

整し、かつ期中で±10%調整可能な電源を募集いたしております。

次、4ページをごらんいただきたいと思います。そのほかの要件、2つ目として、規模が最大受給電力1,000キロワット以上であること、それから技術的信頼性、準拠すべき基準、系統アクセスの申込みが必要なこと、それから6つ目に、応札者の判定価格が当社が別途定める上限価格を下回ることを要件とさせていただいております。

5ページをごらんいただきたいと思います。評価方法及び募集期間でございますが、評価方法としては、価格要素と非価格要素による評価点を合計して、総合評価点で高いものを上位として、評価順位を決定いたします。配点は、価格要素に970点、非価格要素に30点を配点し、合計1,000点で評価をするということでございます。なお、総合評価点が高点の場合は、価格要素が高いものを上位といたします。非価格要素は、ガバナフリー機能などの需給調整機能を具備いただける場合に30点を配点いたします。この評価順位が上位のものから順に累計いたしまして、募集規模に達する応募者までを落札候補者といたします。それから募集期間でございますが、本日ご確認の後、7月上旬から入札募集受付を開始し、10月下旬に締め切る予定といたしております。

それから6ページをごらんいただきますと、運用に関する事項でございますが、受給料金は基本料金と電力量料金の二部料金制といたしまして、運転維持費、燃料本体費及び燃料関連諸費については、実勢価格の変動による調整を行うこととしております。ペナルティは記載のとおりでございます。余力活用についても実施できるようにいたしております。

7ページが契約に関する事項の概要でございます。契約履行の担保といたしまして、契約保証金を預託いただくことといたしております。それから受給開始基準日の翌日から90日を超える場合は、超過する1日当たり、契約保証金の日割分を補償いただくことで、1年以内であれば繰延可能といたしております。それから解約金でございますが、受給開始前は基本料金の84カ月上限に、通常生ずべき実損害、受給開始後は基本料金の残存月数、上限を84カ月といたしております。あわせて、解約時点までの基本料金と入札価格固定費との差額を精算することといたしております。受給期間終了の日の5年前までに契約延長協議を申し出た場合、相手方は特別の事情がない限り、協議には応じるということといたしております。

それから次に、9ページ以降からいただきましたご意見の概要、当社の回答について、ご説明をさせていただきます。9ページは、いただいた意見の概要でございます。冒頭申しましたように、1カ月の意見募集で、合計111件頂戴いたしております。27件の意見を反映をいたしております。

次ページ以降、主なところをご紹介します。20ページ、スケジュールに関するご意見、これは各社ともございましたが、募集規模は3カ月程度となつてございますので、これが

短いというご意見をいただきましたが、提案募集期間を含めると6カ月以上確保してございますので、適正であると考えてございます。

それから11ページ、発電余力に関するご意見でございまして、設備容量の一部を応札する場合で、当社以外の事業者にも卸供給を行っている場合には、当社分を優先的に引き取るということといたしてございましたが、ご意見を踏まえまして、他事業者と均等に案分することも可能というふうに見直しを行いました。

それから12ページが、基準利用率に関するご意見でございしますが、基準利用率を70%としてございますが、これを70から80という形で幅を設定してほしいというご意見を頂戴しました。当社は需給状況によってプラス側で10%、マイナス側で20%という形で、年間受給電力量を調整できる電源を募集しておりますことから、将来の需給状況あるいは技術開発の進展、燃料価格の動向等によって、本入札電源の利用率は低迷する可能性もあると考えてございますので、その基準として利用率は70%とさせていただきます。

13ページ、運転開始時期に関するご意見でございます。同一敷地内に運転開始時期の異なる複数の発電機を1つのプロジェクトとして応札することを認めてほしいというご意見をいただき、これを検討いたしました結果、共通設備等の活用によりまして、競争力のある価格が期待できるということからご意見を反映して、同一敷地内で複数の発電設備を一つのプロジェクトとして提案される場合に限り、発電機の運転開始時期に応じて、段階的に受給開始基準日を設定することを可能といたしました。

それから14ページは飛ばさせていただきます、15ページでございまして。上限価格に関するご意見。上限価格の算定根拠、それから価格、これを公表してほしいというご意見を頂戴しておりますが、今現在の考え方といたしましては、指針に記載のとおり、落札者と契約の締結後、落札者の機器調達に支障を来すことのない適切な時期に、卸供給の契約価格の平均額と、当該平均額と上限価格のかい離率を公表するとしております。

それから16ページが、熱効率低下に伴う補正に関する意見でございます。燃料調達、あるいは発電効率、二酸化炭素排出係数、こういった面で利用率の変更による影響が大きいということから、利用率に応じた条件補正を行ってほしいというご意見をいただきまして、これを検討した結果、当社の利用率設定が60%を下回り、発電効率が低下した場合に補正することと改めてございます。

それから17ページ、入札価格の検討におきまして、上限価格の設定における基準利用率70%の前提である運転パターンの運転日数、それから出力変更時間等の運転条件の詳細を提示してほしいというご意見をいただきましたので、この内容につきまして、具体的に要綱案に記載するとい

うことといたしました。

それから18ページ、事務局論点でございますが、資本費の補正でございます。これにつきましては、資金調達の方法が事業者ごとに異なるといったこと、あるいは資金調達のインセンティブが働かないといったことも踏まえまして、金利指標の設定でありますとか、あるいはエスカレーションの補正ということは行わないということにいたしましたので、個々の資金調達方法等に応じた入札価格への反映をお願いするということといたしてございます。

19ページを飛ばしまして、20ページでございますが、優先交渉権に関するご意見でございます。要綱には契約延長される場合の受給料金については、適正な原価に基づき協議の上、決定すると記載しておりますが、この適正な原価というのは指針の契約終了後の扱いの制限に該当すると考えられるので、削除すべきだというご意見を頂戴いたしましたが、優先交渉権を規定するなどといった制限については、契約終了後、事業者が自由に次の契約締結先を選択できなくするといった制限であると考えておりますので、当社と契約延長を行う場合の条件を付したといたしましても、事業者の選択権を阻害するものではないのではないかというふうに考えてございます。

次ページ以降は、指針に規定がない項目に関する主なご意見でございますので、事務局論点となっている項目のみ説明をさせていただきます。したがって、26ページまで進めていただきまして、連帯保証についてのご意見でございます。連帯保証につきましては、契約保証金を預託している、あるいはペナルティ支払義務があるといったことから、出資者の連帯保証までは不要ではないかというご意見をいただいております。私どもとしましては、I P P事業は長期継続的な電気の安定供給を担っていただくということになりますため、出資者全員で全責任をもって本事業を完遂していただくという必要があると考えてございます。したがって、子会社または合弁会社等の出資者による保証については、その出資者全てが連帯して保証していただくことが必要であると考えてございます。

28ページでございます。電力事由の解除・解約時の補償についてでございますが、受給開始前、受給開始後ともに、実損害に対する補償を希望するというご意見をいただきましたが、受給開始前は落札者がこうむった通常生ずべき実損害に対する補償を行うこととしております。受給開始後は、落札者にとって一定期間の資本費の回収が図られることで、借入金等の返済に充てられ、新たな契約先確保が図られることを踏まえて、解約金の水準として合理的であるというふうに考えてございます。いずれもリスクの予見性を高めるために、入札基本料金の84カ月を上限としてしております。なお、これらの補償内容につきましては、上限価格も含めまして双方イコールフットリングというふうにしてございます。

最後に事務局論点になっております情報遮断に関するご説明でございます。31ページをごらん

いただきたいと思います。今回の入札におきましては、当社は自社応札せず、かつ上限価格を公表しないということにいたしておりますので、上限価格、あるいは応札者の提案内容につきまして、必要な情報遮断の措置を講じてございます。具体的な審査のポイントとして、事務局資料にございます②（１）、すなわち情報遮断の社内ルールにつきましては、火力電源入札における情報管理要綱を制定いたしまして、上限価格の算定に係る部門等に周知を実施してございます。別添のほうに要綱を添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

事務局論点②（２）につきましては、当該要綱におきまして、上限価格算定に関する業務は隔離された施錠ができる執務室で実施すること、それから関係文書は取扱注意文書と位置づけて、施錠管理責任者により管理されたキャビネット等で保管すること、電子データはアクセス制限をかけ、厳正に管理するなど、守秘義務や情報の取り扱い及び管理方法について定めており、適正なものであるというふうに考えてございます。

それから加えて一部の事業者の差別的な取り扱いの禁止、不当な働きかけの報告等の義務を定めるとともに、情報管理責任者として、お客さま本部長を任命することで、ルールの実効性を確保してございます。

さらに次に32ページでございますが、具体的な審査のポイントとして、事務局資料、この②につきまして、上限価格を決定する際の取締役会等に火力部門の役員等が出席するか、出席する場合の措置は、適切かという論点でございますが、上限価格を決定する常務会、あるいは取締役会には、火力部門の役員も参加をいたしますが、各役員は善管注意義務、あるいは就任時の誓約等によりまして、情報の目的外利用・漏えいの禁止の義務を負っており、常務会、取締役会の場合で上限価格が機密情報であることを説明するとともに、情報遮断の徹底を議長から改めて各役員に求めることとしております。さらに情報遮断を高めるため、常務会、取締役会では、具体的な上限価格がわからないように、幅を持ったレベル感のみを示して方針を決定したのち、最終的な金額は社長の専決により決定するというようにしております。

それから上限価格の最終的な機関決定の場となる取締役会は、応札締切日の１営業日前の近傍に実施するスケジュールとするといった措置も、あわせて講じたいというふうに考えてございます。このような対応を実施することで、火力部門のみならず、全社に対し有効な情報遮断が図れるものと考えてございます。

次のページは要綱のイメージとなっておりますので、またごらんいただければと思います。

以上で、関西電力の説明を終了いたします。よろしくご確認くださいますようお願いいたします。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、資料8に基づきまして、九州電力から資料の説明をお願いしたいと、よろしくお願いいたします。

○平田取締役常務執行役員（九州電力）

九州電力の平田でございます。資料に沿ってご説明をいたします。

はじめにに記載のとおりでございます。今回の入札については4月10日に事前説明会を行い、入札要綱案に対する提案募集をした結果、5社から52件のご意見をいただいています。本日の参考資料7のとおり、現時点での弊社の考え方について、6月17日に弊社ホームページにて回答を記載しております。

それでは、まず見直し前の要綱案全体の概要をご説明をいたします。3ページをごらんください。今回弊社は、本土では平成33年6月までに運開する利用率70%から80%の電源を100万キロワット募集いたします。また、離島の対馬では、平成30年6月までに運開する利用率50%から70%の電源を8,000キロワット募集いたします。なお、弊社も松浦2号及び離島の豊玉6号で応札をいたします。

続いて4ページでございます。ここでは⑧の離島における需給調整機能でございます。離島につきましては、受給運用の特殊性から、需給調整機能を具備することを要件としております。離島の需給調整につきましては、後ほどご説明をいたします。また、募集期間につきましては、現在のところ7月ごろから募集を開始して、11月ごろを締切予定としております。R F Cの開始からいきますと、締切までは6カ月以上の期間ということになります。

続きまして、5ページから7ページにかけましては、入札価格の考え方、落札候補者の決定、及び運用に関する事項を記載しております。概要は記載のとおりでございますので、ご説明は割愛いたします。8ページでございます。ここでは契約に関する事項でございますが、ここでは主として運開が遅れた場合や、途中解約となった場合を規定しております。まず、契約保証金として、キロワット当たり5,000円を預託していただくことにしております。供給開始の遅れにつきましては、補償をいただくことで原則1年以内を限度に認めるということにしております。

続いて9ページでございます。ここでは契約の解約及び契約満了後の扱いに関する事項を記載しております。概要は記載のとおりでございますので、説明は割愛をいたします。

以上、駆け足でございますが、見直し前の要綱案の概要でございます。

続きまして、11ページ目以降で、今回のR F Cでいただいたご意見と、当社の考え方についてご説明をいたします。今回、R F Cでいただいた意見の概要は、11ページの表に記載のとおりでございます。いただいたご意見のうち、ガイドラインに記載がある主なご意見についてご説明を

いたします。なお、ご意見を反映した内容については、当社解答欄にゴシックで下線を付して記載をしております。

12ページから13ページでございますが、ここでは上限価格について記載をしております。自社応札の場合も他の応札者と同様に、要綱に従って厳正な応札を行うため、上限価格算定方法のルール化、公表はいたしません。なお、卸供給の契約価格の平均額と上限価格の乖離率については、ガイドラインに従い公表いたします。

14ページでございます。電源線等工事費について再算定する場合は、その内容を落札者決定後に対象者へお知らせします。

15ページでございます。スケジュールにつきましては、電気事業法並びにガイドラインに基づく募集期間を設定しておりますので、変更についてはいたしませんので、ご理解いただきたいと思います。また、要綱案に記載していなかった耐津波設計の基準についても、耐震設計と同様、明記をいたします。

16ページでございます。環境アセスメントにおけるBATについては、参考表のAに区分されるもの以上としていただくよう、今回明記をいたします。

17ページでございます。弊社の最経済運転に必要なとなりますので、弊社からの通告運用については何とぞ裕度をいただきたいと思います。と思っております。

18ページでございます。燃料費のエスカレーションについては、受給契約締結前に落札者と別途協議も可能としております。また、その他につきましては、一般的な指標を採用していることから、見直しはしないことといたします。

19ページでございます。先ほど事務局提出資料にもございましたが、運開までの建設費及び金利につきましては、補正はいたしませんので、金融市場変動や土木関連物価変動など、価格変動リスクも考慮した上で応札いただきたいと思います。と思っております。

20ページでございます。燃料費調整につきましては、標準発熱量の引用等の調整は行わないことといたします。

21ページでございます。落札候補者決定時の通知は実施いたしません。

以上、RFCでいただいたご意見と弊社回答のうち、ガイドラインに記載があるものを簡単でございますが、ご説明をいたしました。ガイドラインに記載がないものにつきましては、23ページ以降に記載のとおりでございます。そのうち、事務局からご説明がありました連帯保証及び解約・解除時の補償等についてかいつまんでご説明をいたします。

26ページをごらんください。当社が供給開始後に解約の申し出を行う場合は、原則7年前に申し入れます。そのため申し出後、7年間は受給契約は継続いたします。そこからさらに7年分を

上限に、残存期間の基本料金相当額をお支払いすることとしております。補償額を通常生ずべき損失とした場合、解約時に何を損失とするかが議論となることが予想されますので、あらかじめ上記の内容を定めたものでございます。

続きまして、連帯保証についてです。27ページの上段をごらんください。供給開始までは契約保証金をお預かりしますが、供給開始時には返却することから、供給開始後には契約保証金はなくなります。しかし、事業の継続性、安定性の観点から、供給開始後も何らかの保証は必要と考えており、その方法として、出資者全ての連帯保証としております。

続きまして、28ページ目以降、35ページまでにおいて、先ほど申し上げました離島の需給調整について、弊社電力輸送本部、豊馬より説明をいたします。

○豊馬九州電力電力輸送本部部長

電力輸送本部の豊馬でございます。先ほど事務局様のほうからもご説明ございました離島の需給調整機能の要件化及び実受給前日の通告変更について、離島の特殊性も踏まえました必要性を29ページ以降でご説明いたします。

まず、29ページをごらんください。ガイドラインにおきましては、電源の需給調整機能については加点評価とすることとされておりますが、今回、弊社の離島の要綱におきましては、需給調整機能を要件化してございます。要綱案欄にありますとおり、周波数調整機能、電圧調整機能、起動特性、最低出力について、ここに記載のとりの機能を具備していただくことを要件としております。なお、本件に関しまして、今回のR F Cにおいて、ご意見はございませんでした。

続きまして30ページでございます。ガイドラインにおきましては、通告変更期限について、原則、スポット取引の入札の前日、すなわち2営業日前とされているわけでございますが、離島電源におきましては、発電余力の部分については実質取引所取引が不可能であるということ、また限られた電源の中で、安定的な供給を行わなければならないことなどを考えますと、要綱案の欄に記載していますとおり、変更通告の期限を実受給日の前日としております。なお、本件に関しましても、今回のR F Cにおいてご意見はございませんでした。

引き続き31ページ以降で、少し詳細にご説明したいと思います。まず、31ページをごらんください。ここに対馬、今回入札を行う島の概要を示してございます。需要規模は平成24年の需要実績で、最小1万4,000、最大3万7,000キロワット程度でございます。なお、ここに記載のとおり、平成30年の対馬の電源については、今回募集する入札電源を含めまして合計で5万4,000キロワット程度の電源となる予定でございます。

引き続きまして、32ページでございます。対馬では平常時、発電機2台以上で島内需要に対して電力を供給しております。最低でも発電機2台で電力品質、周波数と電圧、ここに記載のとお

りの規定値を維持しております。今回の入札電源は、最小需要時には島内需要のこの図にありますとおり、約60%を供給する可能性があります。電力品質を維持するためには、入札電源にも周波数制御機能、電圧調整機能が必要となつてまいります。

続きまして、33ページでございます。33ページは事故時の対応を示してございますが、仮に発電機2台で電力を供給している場合に、1台が不具合等により停止しますと、一部停電が、ここに記載のとおり発生いたします。この場合、発電機を追加起動し、停電解消を図りますが、追加起動した発電機が周波数制御及び電圧調整可能になるまでは、残りの発電機1台で周波数制御、電圧調整をしなければならず、この図でいいますと、発電機Bが入札電源の場合も考えられますので、周波数制御機能、電圧調整機能は必須と言えます。また、早期停電解消のためには、迅速な発電機起動及び増出力が必要でございます。この図でいきますと、発電機Cが入札電源ということも考えられますので、入札電源にも当社電源相当の起動特性を必要としているものでございます。

続きまして、34ページでございます。仮に発電機2台で運転している場合、最小需要と発電機2台運転時の最低出力、この場合は5,000キロワットの2台と、最小需要の差部相当が再エネが出力抑制なしでこの連系にも連系可能ということになりますが、この再エネの連系量を多くできることや、あるいは負荷変動対応面等を勘案しますと、入札電源におきましても当社電源相当で現行技術で十分対応可能な最低出力（定格出力の50%以下）を要件化したものでございます。

最後に35ページでございます。離島の需給運用におきましては本土と異なり、単独系統ということでございますので、緊急時の外部電源調達等ができません。限られた電源の中で経済性と供給信頼度の確保を両立させることが必要でございます。需要想定及び運転計画の策定に当たっては、極力直前までの補修・系統の停止、さらに天候の予測、太陽光の出力予測などを考慮する必要がありますので、毎日前日のこのスケジュール表にございますとおり、17時ごろに翌日分の需給計画を策定し、運用しているところでございます。したがって、今回募集する電源につきましては、需要規模に対してかなりの割合を占めるということもございますので、離島の安定運用を行うためには状況によっては、前日の段階で運転パターンを変更する必要がありますので、また繰り返しになりますが、取引所取引もないということでございますので、変更通告の期限を実受給の前日までとしたものでございます。

離島につきましては以上の状況を踏まえまして、今回の要綱案のとりの取り扱いとさせていただきます。

○平田取締役常務執行役員（九州電力株式会社）

36ページ目以降には、ご意見を踏まえた要綱案の変更内容を、対比表の形で記載をしております。

す。

以上で当社からのご説明を終わります。

○山内座長

どうもありがとうございました。

4. 自由討論

○山内座長

それでは、説明が全て終了いたしましたので、これから後は自由討論を行いたいというふうに思います。委員の方々にはご活発なご発言を願いたいと思います。また、例によってご発言される方は、お手元にあるネームプレートを立てていただきますようお願いいたします。その順でご指名をさせていただきます。

また、関連するご発言という場合には、手を挙げていただいて、順番が少し前後するかもしれませんが、議論を滑らかにするためにそういった措置で行いたいと思います。

それでは、どなた様でも結構でございますので、以上のご説明につきまして、ご意見等ございましたらご発言願いたいと思います。

○松村委員

全ての論点に関しては、それぞれが一度にばらばらと発言するのですか。

○山内座長

特にあれですけれども、どういたしますか。

○伊藤電力市場整備課長

基本的にはそれぞれの意見を。議論の流れによっては。

○山内座長

そうですね。特に大きな議論になるということであれば、それを絞ってということになるかと思います。

いかがでございましょう。

どうぞ、木村委員。マイクをお願いいたします。

○木村委員

事務局提出資料に基づいてご質問させていただきます。6ページの連帯保証についてのところでございますが、最初に、確認させて下さい。契約保証金については、営業運転開始前までの保証である。一方、出資者全ての連帯保証を求めるのは、供給期間中を通じてということで、期間が分かれているので、それで保証関係はずっと連続するということですね。応札者からの質問で、

既に契約保証金の預託があるので、連帯保証を行うことは不必要とあるのは、時系列は無視して言われているという理解でよろしいんですかね。

それで、ではその理解の中で、各社様のご回答の中で、出資者に連帯して保証というのと、出資者全てが連帯して保証というのは、違う意味でおっしゃっているのか、同じというふうに考えていいのか、どちらなのでしょう。東北電力さんと、中部電力では「全て」が入っていません。

○石山企画部部長（東北電力株式会社）

東北電力企画部の石山と申します。よろしくお願いいたします。

私どもの資料5の要綱案の31ページをごらんいただきたいと思います、ここに当社回答案で記載のとおり、当社の場合はあくまでも子会社または合弁会社等を設立して事業を行う場合のみというふうな形の限定をさせていただいてございます。したがって、全てに対して連帯保証を求めているというわけではございません。

○高橋電力取引部長（中部電力株式会社）

中部電力につきましては、連帯保証していただく出資者の範囲などにつきましては、落札者の会社形態など、個別の事情を確認させていただいた上で、落札者と協議して決定をしたいというふうに考えてございます。

○木村委員

協議の余地はあるということなんですね。

○古澤お客さま本部部長（関西電力株式会社）

関西電力も、東北電力さんと同様、基本的には電力受給に関することについて保証をいただくということで考えてございます。

○平田取締役常務執行役員（九州電力株式会社）

九州電力の場合は、合弁会社等については出資者全てと考えております。

○木村委員

その連帯保証の意味が、供給期間中を通じてなら、安定供給だったり、そういった財務面での保証になるとすると、必ず連帯して保証しなければいけないかどうかについては、議論の余地があるのかなというふうに考えた次第なんですが、中部電力さん以外のその他の3電力さんにおいて、出資者全てに連帯して保証しなければならないという理由がどこまで強いかにについて、ぜひご意見ちょうだいしたいと思います。

○石山企画部部長（東北電力株式会社）

では、東北から回答させていただきます。私どもは今回の入札の目的そのものが、古くなった電源の入れ替えということでございまして、確実に電源を確保したいという思いがございしますの

で、ある意味、責任のある供給主体として事業を継続していただきたいという思いがございます。子会社、合併会社の場合には、SPCという言葉が適切かどうか分かりませんが、卸供給を目的とした会社ということになりますと、発電事業そのものの部分が唯一の収入源ということもございますので、事業を継続することが難しいような事態になった場合でも親会社、ある程度出資をしていただく皆様方に、事業の継続も含めて行っていただけないかというところも考えた中での連帯保証ということで、金銭的な部分のみならず、事業の継続的なところも含めた思いもあるということでございます。

○古澤お客さま本部部長（関西電力株式会社）

関西電力も同様の考えでございます。

○山内座長

木村委員、今の件についてよろしいですか。

○木村委員

はい。

○山内座長

松村委員。

○松村委員

今の問題に限定してでいいですか。私は、これは問題外だと思っている。原則としてつけるべきではないと思っています。この委員会でも認めるべきではない。特別目的会社の出資者に連帯保証をつけることを強要すれば、何のために目的会社をつくるのかわからなくなってしまう。更に、今まで一般電気事業者が電気を買ったときに、発電事業者の出資者全てにフォーマルな契約で連帯保証を求めてきたのか。過去の一般電気事業者の行動から考えれば、外から見ると嫌がらせにも見えかねない条件です。この委員会で簡単に認めるべきではないと私は思います。

例えば原電から電気を買うときに、原電の出資者全部に最初からフォーマルな債務保証契約を結んでいたのかを考えていただきたい。この点については何らかの手立てをとらないと不安ということはあるかと思いますが、これが唯一のやり方だとは到底思えない。私は議論なしにこれを安直に認めるのには反対です。

他の点については、後で申し上げます。

○山内座長

この点について、いかがですか。

新川委員。

○新川委員

私は連帯保証は唯一の方法だとは思わないんですけれども、結局、発電設備の建設にしましても、それから最低15年間の長期の期間にわたって電力の安定供給をしなければいけないことを考えますと、例えばSPCで、出資は少額、ほとんどの必要資金を借入で調達してやっているような財務基盤しかないようなところが、その義務を完全に果たし切れるのかどうかというところに、やはり懸念あるわけでございまして、今回の対象事業の性質から考えると、事業主体の財務健全性を何らかの形で担保するということが必要なのではないかと思います。

今、出ている要綱案とかを拝見すると、結局財務健全性を判断する基準というのは、例えば一旦、どこの会社を選ぶかという選考の基準の価格要素、非価格要素というところでは、出ている事業計画の実行可能性ですとか、その供給期間全体、終了時まで、きちんと事業が完全に回っていくことの確認のレビューをすとか、そういった項目というのが明示的には入っていませんので、それをどこで担保するのかということ、全くそこを無視して選考するわけには、事業の性格上いかないのではないかとは思っています。ただ、連帯保証が唯一の方法ではないと思うので、それにかわる財務健全性を担保できる方法が提示されれば、それを代替的に考慮するという余地は認めていいのではないかと思うのですが、今回のこの契約の枠の中でどこでそれを入れていくのかなというのは、ちょっと私もこれ完全に読み切れていないのでわからないんですけれども、どこかのところで財務健全性を見る必要はあるというふうに思います。

あと、何を連帯保証しているか、私がざっと契約を拝見したところでは、連帯保証の対象になっている債務は、全ての契約上の債務、したがって建設の前のところも入っているのではないかと、思って契約書を拝見していたんですけれども、そうではないんですか。供給開始後だけを担保している形。では、供給開始前のところは、基本的には契約保証金でやっているわけですが、それは決して総額の損害を担保できるに足る金額にはなっていないと思いますので、金額的にはちょっと抑止力にはなっていると思うんですけれども、損害の総額をカバーするような金額、余り多くの金額を要求すると、応札される方の数も減るので、相当な額として今の契約保証金額が決まっているのではないかと思いますけれども、それはそうですね。

いずれにしても、何らかの形で供給期間全域にわたる財務的な健全性と、要するに応札価格が低ければいいだけではなくて、全期間にわたって契約が確実に履行できるというところを何らかの形でレビューする必要があるって、そのための方策は必須ではないかなというふうには思いました。

○山内座長

ありがとうございます。この問題、ほかの委員いかがでしょうか。

○圓尾委員

まず、設備が完成するまでの間についてです。計画してから完工するまでの間、きちっと資金手当ができて、設備が稼働するに至るかという点に関しては、さっきから話が出ている契約保証金の預託で担保することになります。これが十分な額かどうかというのは、議論する余地があるとは思いますが、しかし、設備ができた後というのは、本当に効率的な設備ができたとするならば、基本的には可変費用を投入すれば十分なリターンが得られる電気が出てくるわけですから、完工後に至っても、ずっと連帯保証を求めるというのはリスクヘッジとしてツーマッチではないかなと思います。繰り返しますと、契約保証金の預託が十分かどうかというのは議論の余地があると思いますが、連帯保証までは必要ないと思います。

○山内座長

ありがとうございます。意見が真っ二つに分かれているんですけども、いかがですか。

○細田委員

私の場合は少し全体的な印象で、ちょっと申しわけないのですが、今、連帯保証の話がありました。それ以外に例えば解約のときの補償、ちょっと先走るんですが、解約のときの補償とか、それから建設費のエスカレーションとか、そういうものも含めて電力会社以外が参加する場合に、非常に二の足を踏むといえますか、つまり、一つ一つが仮にそれは正しいことなのかもしれませんが、幾つかの要素が全体的に評価をすると、非常にハードルが高くなっているという印象を持っておりまして、それともう一つ、これだけ多くの電力会社がある時期に一斉に入札ということになりますと、こういうものに参加できる事業者というのは、電力会社を除けば余りない。要するに限られた数しかないのではないかと。そういう前提で、一時期に多くの電力会社がこの入札を行うということになりますと、その参加する機会というか、チャンスというのがますます減ってしまって、そういうのを総合的に考えると、何か非常に第三者といえますか、参加するハードルがいろいろな面で高くなっているという印象を非常に持ちます。ただし、これは印象論であって、それが個々の連帯保証がいいかどうかとか、エスカレーションを認めるかどうかという、その個々が適当であるかは本当は個別に見ていかなければいけないのかもしれませんが、そういう印象を持ってしまうというのが私の意見であります。

○山内座長

ありがとうございました。

この件についていかがですか。ほかの意見。最初、木村委員があれですけども。

○木村委員

このSPCに譲渡するという前提でお話ししますと、最初に応札をした業者がいて、事業者があつて、それをSPCみたいな運営主体に譲渡する。SPCの出資者というのは誰でもなかった

とすると、誰も運営責任について責任を負わないのではないかと。それは電力会社様がおっしゃるとおりかなという感じはしています。

ただ、その出資者の全員連帯してというところが、ちょっと紋切型かなという感じがして、出資者もしくはオリジネーターですかね、最初の応札者の1社でも保証していれば、一応最初に落札した業者が責任を持ってやるという前提を貫かれるとすると、それである程度担保されるのではないかなというふうに思いました。全てが連帯して保証というところが、ちょっと重過ぎるのではないかなと。少なくとも1社でも数社でも、電力会社さんの協議の中で合意できる範囲で保証できれば、事業の継続性とか財務の問題とかも、ある程度クリアできるのではないかなと。その余地を認めるべきなのではないかなという意見でございます。

○山内座長

ありがとうございました。この点について、追加的なご意見はいかがですか。皆様のご意見は2つに分かれているんですけども、1つは財務的なあれですね。保証みたいなのをどこまでとるかということと、もう一方では入札の容易性といいますか、それをどこまで考えるかと、こういうことだと思うんですね。恐らくそれはSPCに関する見方と、それから具体的な内容といえますか、それに対する見方のことなのかなというふうに思っています。

それで、ここですぐに結論を出すというのは難しいと思いますので、ちょっとこの辺は事務局に預けていただいて、もう少し具体的に内容を精査した上で、案を考えたいというふうに思います。

また、この後にこれについて関連するご意見がありましたら、ご発言を願いたいと思います。一応、この問題はこれにして、ほかにはいかがでしょうか。

○松村委員

ほかの論点でいいですか。

○山内座長

ええ、ほかの論点で。

○松村委員

議論していただきたい論点というのが並んでいるので、その順番でいいでしょうか。資本費の補正、エスカレーションについてです。中部電力は建設費に関してエスカレーションをするけれども、他の会社はノーと言っていると理解しました。中部電力も金利のほうはやらないとおっしゃっているということですね。金利に関しては、不満を持っている潜在的な応札者がいるとは思いますが、私も残念です。中部電力に出していただいた建設費のエスカレーションは相当誠実なというか、要望に応えた形になっていると思います。合理的な案が出てきたと思います。

他のところについては、やらないのが不当だとは必ずしも思わない。リスクを応札する方に寄せるとすれば、その分、価格は高くなるだけ。必ずしも不当とは言えない。もし本当に一般電気事業者がこういう考え方で、この手のリスクは設備投資する側が負って当然だと考えているという意思表示、中部電力以外の3社に関しては、そういう意思表示だとすると、私は料金査定だとかという場面でも、そのような考え方を私たちも貫くべきだと思います。計画をした時点に比べて、建設費が急騰したとしても、今までの規制料金の発想では、基本的にかかったコストを回収できるという格好になっているわけですから、リスクは基本的に買い手に負わせているわけです。そういう状況にずっと生きてきたのにもかかわらず、中部電力のように、比較的リーズナブルな形で補正するやり方があるのにもかかわらず、この手のリスクは投資する側が負って当然だという考えを3社さんがあくまでお持ちであるとするならば、それに応じてこれからの料金査定でも、投資を計画した時点に比べ、その後コストが高騰したという場面では、コストの暴騰のリスクなど、投資主体が負うべきだという考え方を踏襲して、これからは料金査定をしていけばいいということになると思います。

本当にそういう意思表示をしているのかどうかというのは、私には理解しかねたので、今回、中部電力のようなこういう合理的なやり方があり得るのを見た後で、なおエスカレーション無しの契約に固執するのかどうかは、各社に考えていただければと思います。

○山内座長

これについて各社の、今、松村委員のご意見についてというか、ご下問について、お考えをいただければと思いますが。

○石森執行役員（東北電力株式会社）

東北でございますが、なかなかそこまではちょっと今回の件では考えてございません。あくまでも今回の入札の趣旨というところでいきますと、競争原理の導入なのかなというふうに思っていて、安価な電源を調達するという本制度の趣旨からいくと、そういったリスクについては応札者に担ってもらうべきものなのかなという前提で、イコールフットイングという意味でいうと、当社の場合は当社も応札いたしますけれども、そういった競争原理の部分をちょっと優先して、今回のこういった考え方を示させていただいたものでございます。あくまでもこの入札のガイドラインの趣旨というふうなところで設定させてもらったんですけども。

○松村委員

すみません。競争原理というのがどちらでも働くというならわかりますが、なぜエスカレーションを入れると働かないのかがさっぱりわかりません。中部電力のこのやり方は、ちゃんとその点きちんと考えられていて、全国的なというか、一般的なコストが上がっていないのにもかかわらず

らず、自社の建設コストだけが上がったというときに、それを補填してくれなどというような要求は全く認めていない。にもかかわらずエスカレーションを入れると競争原理が働かない、費用削減の誘因が働かないと考えるのか、どこが競争現地に反しているのか、私には全く理解しかねます。

○山内座長

いろいろな立場の考え方があるので、ほかの事業者さんいかがですか。そのエスカレーションを入れないことに対しての。

○平田取締役常務執行役員（九州電力株式会社）

九州電力ですけれども。当社の場合も似たような話ですけれども、調達価格の努力も含めて、より競争力のある事業者を選定したいという趣旨でございまして、当社はもちろんその中に入って、しっかり調達努力も含めて競争したい。仮に、料金原価の話があるとすれば、今回応札した価格、それ以上のものは、料金原価査定上は、反映されないこともそれはあり得るというふうには考えております。

○山内座長

関西電力さんはいかがですか。

○古澤お客さま本部部長（関西電力株式会社）

関西電力も、九州電力さんと同様、今回、私どもは自社応札いたしませんけれども、仮にそういった場合については、応札時点の価格を料金に織り込んでいくということで考えております。

○松村委員

深刻な誤解があるようです。私はフィロソフィーのことを言っているので、今回の発電原価は当然、エスカレーションのない形で原価に反映されるということは十分わかっております。一般電気事業者が、一般的にこの手の投資のリスクは、当然に投資者が負うべきだとお考えだと言うことを今回学ばせていただいたので、これからはそれを反映して料金査定をすればいいと言っただけのことです。今回の発電原価の織り込みについては十分理解しております。

○山内座長

わかります。それで、私も料金の査定をやっているので、この入札についての考え方について、ほかの入札との整合性というんですか、その必要性はわかるんですけれども、もう一つの、今おっしゃったんだけど、重要な点があって、大体リスクをどちらに向けるかという場合に、もしも競争上ニュートラルであれば、当然リスクを管理する能力が高いほうにリスクを持たせたほうがいいというのは、これは大原則なんですね。なので、その意味でいうと、今おっしゃったことはそういうことをおっしゃったのかなというふうには思っておりますけれども、その辺も含め

てもう少し考えてみたいと思います。

この点についてほかにご意見ございますか。

わかりました。そういうことであれば、松村委員のおっしゃった他の入札の側面との整合性ですか、これは特に料金査定、原価査定のことになると思うんですけれども、その辺も少し考えさせていただいて、その上で方向性をまた事務局と相談して案をつくりたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。どうぞ、木村委員。

○木村委員

木村です。

本日議論いただきたい論点2で、13ページのところですね。落札結果の公表について、自社応札のケースだと思うんですが、ガイドライン拝見しますと、自社応札じゃないケースだと、卸供給の契約価格の平均額と、あと並びにその平均額と上限金額とのかい離率という2種類の数字を出す。だから、平均額であるんですが、一応、契約価格の絶対値は出ると。なんですが、自社応札で落札した場合だと、13ページの右下を見ていただくと、上限価格とかい離率だけが開示されて、契約価格の絶対額相当はなかなか出てこないというところが、大分ガイドラインからすると開示が譲歩しているような感じがするんですが、例えば自社応札1者だけの場合はまた別に考えなければいけないのかわかりませんが、この例でありますように、自社、他社、他社とあるのであれば、この3つの平均価格を開示するというのは考えとしてないのかなというふうに思いました。左側を見ていただくと、平均額10.75とかい離率97.73出ているんですが、右側だとかい離率だけが出るというところの合理性はいかがかと思いました。

○山内座長

そうですね。どうぞ補足を。

○高橋電力取引部長（中部電力株式会社）

先ほどもご説明させていただきましたけれども、現行の案で平均の落札額とかい離率を公表いたしますと、上限価格がわかってしまうという問題がまず1点ございますということ、そこは説明したとおりなんですけれども、もう1点、実は、この事務局資料の例で、これは3者が落札をしておりますけれども、仮に、ちょっとすみません、この場合はBをちょっと除いて、AとCだった場合、これは2者になりますと、同じく平均価格は10円75銭で、かい離が97.73ということになりますと、まず上限価格がわかってしまう。平均価格があると、このC社の価格も必然的にわかってしまうという問題点があるということから、自社及びC社もわかってしまうというような問題点があるものですから、競争上の観点から、個別の事業者の価格がわからないような公表の仕方というものを是非ご検討いただきたいという提案でございます。

○山内座長

要点は、ですから、開示の仕方によって上限価格がわかってしまうということがあり得るということと、それから、場合によっては、そうじゃなくて、別の事業者の価格もわかってしまうことがあり得るということで、今のガイドラインでいうとそういう可能性があるので、それを何とかしなきゃいけないと、そういうことなんですね。

○高橋電力取引部長（中部電力株式会社）

そういうことでございます。

○伊藤電力市場整備課長

事務局から。ガイドライン、参考資料3で配らせていただいておりますけれども、15ページで入札結果の公表ということで、およそ情報公開は非常に重要なわけですが、事、この入札の性格からして、やっぱり一定の制約なりバランスというものがあるということだと思っております。ここに明記されておりますように、全体の過程の透明性を高めると。これはこれで一つのアジェンダとしてあるわけですが、入札への参入の円滑化とその拡大であったり、あと、電気事業の効率化の観点から、入札を通じた電源の調達によってどの程度の電力供給コストの低減効果が見込まれるかを可能な限り明らかにすると。こういう中で、結果志向で、何を公表することとすれば、ここに記載されているような効果が得られるのかと。情報公開そのものが目的というよりは、このガイドライン上の政策目標に資するような形でどこまで出せるか。そういう観点から、具体的な上限価格非公表の場合において出す項目として、例えばかい離率というのがあるのかなということで、それ以外にも恐らくその可能性としてはあると思いますので、是非ご議論いただければと。こういうことでございます。

○山内座長

基本的な方向性といいますか、そういうことで議論いただければと思うんですけれども。どうぞ。

○圓尾委員

第何回か忘れましたが、この委員会でも上限価格を非公表にするということに関して、私もそれでいいんじゃないかという発言をした覚えがあります。たしか東電さんの入札のときに上限価格が出ていて、そのときに、1回きちっと公表されたことでどのぐらいの目線で入札が行われるのかが明らかになったという点で、非常に意味があったと。ただ、あのときは募集枠に対して十分に集まらなくて、再入札しなきゃいけないという状況を想定したときに、たしか場合によっては上限価格に張りついてしまうこともあり得るので、非公表としたほうがスムーズかもしれませんねという議論だったと私は理解しているのですが、すみません、事務局のほうでなぜ上限価格

を非公表にするということをこの委員会で認めたのかというのを、もう1回整理して教えていただけないでしょうか。

もう一つは、伊藤さんもおっしゃいましたけれども、この15ページのところで書かれてあるように「応札結果は今後の入札を通じて卸供給の将来における参入可能性を示すものとして非常に重要」という点が、とても大事なポイントであると思っています。どのぐらいの水準で入札が行われているのかということが、かい離率のパーセントだけだと全然わからないと思うので、ガイドラインの求めているものに十分応えることには、ならないように思います。私自身、解を持ってなくて申し上げるのは非常に申しわけないのですが、その2点に問題意識があります。

○安藤電力市場整備課課長補佐

今の1つ目の上限価格を非公表にした経緯でございますけれども、ご指摘のとおりでございますして、東京電力の入札のときに結果的に上限価格に近い水準での落札となったということで、もう少し競争を働かせるためには、方法として上限価格を公表しないという形でやったほうが、特に応札をする潜在的な候補者が少ない場合には、そういう方法があり得るのではないかということでガイドラインを改正し、公表することもできるし、しないこともできるという、選択性にしたということだと思います。

かい離率のところは、おっしゃるように非常に悩ましくて、特定はされないようにする必要もありますし、一方で、一定の情報公開という形も担保しないといけないという中で、いろいろな選択肢があり得るということだと思います。もともとガイドライン上は書いておったんですけれども、そういう形ですと、かえって応札者の価格の水準が特定されてしまうという可能性があるんで、それで今回こういうふうな対応をとろうとしているところです。

○山内座長

今のことでよろしいですか。何か。

基本は、東京電力のケースは、それによってある意味では十分な応札がなかったということだと思んですけども、もう一つは、今回の中部電力さんのケースだと、もしも上限価格がわかって、自己の応札だとすると、コストが完全にわかってしまうということに立って、そうになると、今度はその次の段階の競争に影響するという、そういうことになるわけですね。発送電分離して、そして発電で競争することになると、それは中部電力の発電部門も一つの競争者ということになるわけで、そこだけコストを出すのはいかがなものかという、そういうことだと思んですけども、その辺をどう考えるかということだと思えますね。

どうですか。

○木村委員

先ほどの中部電力さんのご説明で、2者のときに、A社とC社だけ入札で、そのC社の分もわかってしまうという理由を確認させて下さい。A社が自社応札の場合で、A社は必ず上限価格と同額であるからという意味でいらっしゃるんですかね。

○高橋電力取引部長（中部電力株式会社）

そのとおりです。この事務局資料13ページでいいますと、自社が11円で、C社が10円50銭という2者が落札したとしますと、平均価格は同じく10円75銭、かい離率が97.73%となりますけれども、逆算すると上限価格11円というものが出てくる。2者で平均すると10円75ということになると、自社が11円なので、もう1社は11円50。だから、それを平均すると10円75だということがわかってしまうという問題があるということでございます。

○木村委員

これは自社入札価格が必ず上限価格に張りつくという前提は置いて構わないんですか。この後、また情報遮断のについてのテーマがあると思うのですが、発電部門と必要な電力を調達する機能との関係について理解しようと思いました。

○高橋電力取引部長（中部電力株式会社）

上限価格につきましては、自社で応札したものを上限価格とします。

○木村委員

入札するときにあらかじめ設定した価格を上限価格というのではなくて、自社応札の場合はそれが上限価格になるということですね。

○高橋電力取引部長（中部電力株式会社）

はい。自社も他社と同様に入札行為というのをやりますので、それがそのまま上限価格になるということでございます。

○山内座長

どうぞ。

○新川委員

今のこの論点で、上限価格を非公表とする場合はかい離率のみにしてはどうかというときの、その上限価格非公表のケースというのは、あくまでも自社入札をやるケースに限定して言っているという理解でよろしいですね。他社入札のときには別に関係なしと。わかりました。

○山内座長

よろしゅうございますか。

○伊藤電力市場整備課長

今の論点なんですけれども、先ほどの議論の中で、上限価格を非公表とするということで重き

を置くのであれば、むしろ他社応札の場合でも上限価格を明らかにしないという趣旨に鑑みると、やっぱりそれは同じになりますですね。要するに、そのラショナルをどこに置くかということだと思います。先ほどの中部電力さんが強調されたところに重きを置くのであれば、そこは自社応札のみに限定してというルールをつくり方もあると思いますし、上限価格を非公表とした場合に、結果として上限価格がわかってしまうと。ある種趣旨を損なうというようなことをしないということに重きを置くのであれば、そこは自社応札、他社応札にかかわらず、こういったルールをするという考え方も、どちらもあり得ると思います。

○新川委員

前回の議論をしたときに、上限価格を自社入札しないケースで公表すること自体は別に悪ではなくて、それはこのぐらいの目線でやっているということのメッセージを世に発するという、プラス面があるということだったと思うんですね。したがって、自社入札しないケースで上限価格を非開示にした主たる理由は、結局、入札を求める総量との関係で、競争が不十分なケースも想定され、そういうときにまで上限価格の公表を強制されると、みんなその価格に張りつくというマイナス面が発生するので、それを回避するために選択制にしようということになったと理解しています。従って、そういった弊害がないケースにおいては、上限価格を自社入札しないケースにおいて公表させること自体のダウンサイドというのではないように思ったんですけども、そこは何かしないほうがいい要素というのもございますでしょうか。

○安藤電力市場整備課課長補佐

恐らくおっしゃるとおりだと思うんですけども、問題は恐らくどれぐらい競争が働くか、潜在的な応札者がどれぐらいいるのかというのが、多分事前になかなかわからないということじゃないんですかね。それとも、応札があった後でということですか。

○新川委員

終わった後でということです。

○安藤電力市場整備課課長補佐

それは、その場合は、ただ、募集要綱上、開示するのか開示しないのかということは、事前に決めずに選択制にすると、そういうふうなイメージということでしょうか。

○新川委員

私が今申し上げたのは、今ここで議論している、かい離率だけにして、上限価格は事後的にも公表しないということのほうがいいんじゃないのかという、この提言というのは、自社入札には当てはまるかもしれないけれども、それはなぜかって、具体的応札価格がわかってしまうからですね。他社入札の場合には、具体的応札価格がわかってしまうという弊害はないので、であれば、

別に他社入札のときは全部入札が終わった後に、上限価格とかい離率の開示というのをやればいいのかというふうに思ったんですけども。それで何か弊害があるのであれば、検討する必要があるけれども、何かありますでしょうかという質問です。

○伊藤電力市場整備課長

ちょっと整理をさせていますけれども、基本的にはおっしゃった方向で。いずれにしてもガイドラインの改定になりますので。

○山内座長

要するに、さっきあれしたのは、その後の競争をゆがめないという、あるいは1社の情報が表に出ていかないという、そういうことが要点だと思うんですね。今ご議論している限りでは、恐らく自社入札のない場合では、上限価格を出してもそれほど大きな問題にならないんじゃないかというのが私自身のちょっと感想なんですけれども。ちょっと事務局で精査していただいて、原則は今申し上げたようなことでまとめたいと思うんです。申し上げたのは、要するに競争上の情報の非対称性みたいなものが起こらないような、またそういうことを念頭に置きたいというふうに思います。

そのほかにかがででしょうか。どうぞ。ほかの問題でもどうぞ。

○松村委員

すみませんが、資料の順番に一つ一ついきます。

8ページ、論点2. (1)の③のところです。論点にはこう書かれてはいるのですが、ちょっと論点から外れて申しわけないのですけども、ここの論点では7年という上限がかかっていることに関して、こう言っている。実際に要望として出てきているのは、そもそも基本料金というので賠償を決めるということに関する合理性の指摘というのもあったかと思います。それは言われてみれば実にもっともで、何で基本料金で賠償するのかというのが私は全く理解できなくなってしまったのですが。

特に、落札者側、発電側から契約を解除するというときに、基本料金を賠償するというのは一体何の合理性があるのか。先ほどのご説明では、一応、実際の損害額、予想される損害額とすると、事前に額がはっきりしない。交渉もいろいろ大変になってくるからというので、何か基準を決める必要があるということだとは思いますが、しかし、何で基本料金というか固定費用の部分になるのが全くわかりません。買うほうとしては、本来なら契約だったら15円で調達できたはずなのに、そこが供給してくれなかったから取引所で20円で買わざるを得なくなったとすれば、差額の5円分の賠償であればとてもわかりやすい。どうしてこうなっちゃったのか教えていただけますか。

○山内座長

今おっしゃったのは、発電事業者のほうの事由で契約解除になりましたというケースはわかりやすいという、そういうことですか。

○松村委員

はい。発電事業者側からいったときに、なぜそういう賠償額になるのかが全くわからない。逆の場合には、それよりは多少理由があるような気がします。しかし、それでシンメトリックにやっているからそうだという回答だとしても、実は逆の場合も私はあんまり納得してないんですけれども。一方的にキャンセルしちゃったということをしたとするならば、本来なら15円で売れるはずのものが、今度は取引所で10円でしか売れなくなってしまいましたと。5円分の賠償ってやるのが私は一番素直な気がする。

○山内座長

どうぞ。

○平田取締役常務執行役員（九州電力株式会社）

それじゃ、九州電力ですけれども。一つのケースとして、7年前に解約申し出を当社からいたしまして、7年後に受給契約が開始になったと。その時点で落札者側がもしほかに売り先が全くない場合に何が発生するかというと、固定費が発生しますと。したがって、何もできなかった場合のことの補償として、他の転売ができなかった場合の補償として、契約の残存期間分の固定費は補償をしたいという趣旨で、基本料金を対象としたということ。

○松村委員

九州さんから断ったときにはそうだというわけですね。今その説明をしていただいたのですか。

○平田取締役常務執行役員（九州電力株式会社）

当社から解約を申し出た場合ですね。

○松村委員

そちらのほうも確かにわからないが、まだ少しはわかるような気がするけれども、逆のほうはわからないので伺ったのですが。

○古澤お客さま本部部長（関西電力株式会社）

すみません、関西電力ですけれども。まさにこれ、リスクの予見性を高めるためということでございまして、取引所の限界費用と契約価格との差が実損だというのは、これは一つの合理的な判断ではあると思いますけれども、それであるとちょっと予見性がないので、お互いなかなか厳しいなと。私どもの解約の場合、先ほど基本料金の話がございましたけれども、相場としまして金額を見ていきますと、そういう実損的なところで見ても、我々、単純な試算ですけれども、そ

れほど大きなかい離が出るようなところでもない。しかも裏表一緒のイコールフットイングというようなところも勘案して、双方、基本料金をベースに解約金を設定させていただいたということでございます。

○山内座長

ほかにいかがですか。どうぞ。

○山岡電力受給グループ長（中部電力株式会社）

中部電力でございますけれども、中部電力のほうも、一つは、金額の算定に当たりまして、実際に指標にするときの基準として、基本料金というのは予見可能性がありますが、それ以外のものを指標にしますと、実際にどれだけの金額を支払えばいいのかというところがなかなかわかりづらいというふうなこともありまして、その中で指標を求めにいきましたときに、基本料金をよりどころにして、I P P様が責めの場合で当社が解除する場合、あるいは中部電力の責があつてI P Pが解除する場合でも、同じように双務的に基準を設けて、賠償のほうを整理するというふうなことがよいのではないかという判断で、このような規定をしております。

○山内座長

東北は。

○石森執行役員（東北電力株式会社）

東北の場合は、各社さんとちょっと異なりまして個別協議ということで、予見可能性とどちらを優先するのかというのがあるんですけれども、やはり事業者さんごとにいろいろとやり方違うところを考えれば、個別に事情を説明いただいて補償の範囲を協議すべきものというふうなことで今回規定してございます。

○山内座長

それで……。

○松村委員

仮にこのやり方したとすると、例えば取引所の料金が高騰しているとかつていうようなときには、売ったほうですね、短期的な高騰だったらそんなことはしないと思いますけれども、恒常的に高く売れそうだという事態になったとすれば、つまり、それは電気がひっ迫していて、それがしばらく続きそうだというときには、基本料金さえ払えば解約してもいいという、そういう状況になっているわけですね、もしこのやり方だと。

○山内座長

いや、だけど、ちょっと確認なんだけれども、ここを出しているのは、電力側の事由によって解約するケースで、だからI P P側の……

○松村委員

いいですか。ここに入札の要領には、両方書かれています。意見に関しては、両方に関して意見が出てきています。この資料には全部は書いてありませんが。

○山内座長

なるほど。わかりました。そういう理解でよろしいですか。そうすると、おっしゃるようなことで、これは確かに。それはわかりました。それで、電力側の事由によるということは、まだ理解できるってさっきおっしゃった、それは固定費の部分を負担してやって、その後、勝手に電力取引所で限界費用かそれ以上で売ればいいという、そういうことになるわけだから、そうですよね。その反対のケースについて、でも、今までのところではご説明がなかったんじゃないかな。ということですね。

○松村委員

というか、今まで説明いただいたのは、反対もシンメトリックにやっているというご説明だったわけですね。

○山内座長

そういう理解でよろしいですか。それは違うんじゃないかと。I P Pの事由によってについての考え方についてご説明いただければと思います。

○伊藤電力市場整備課長

もしよろしければ、該当部分をちよつともう一度おっしゃって。

○平田取締役常務執行役員（九州電力株式会社）

九州電力の場合は、落札者側の事由で解約した場合の補償の考え方は、当社の上限価格とそれから落札者の平均の価格、この差額を当社が得べかりし利益として一定期間の補償をしていただく。残存期間についての補償をしていただく。そういう規定になっております。

○古澤お客さま本部部長（関西電力株式会社）

先ほどご説明したとおり、イコールフットィングということで、そこは割り切りの世界といたしますか、基本料金の7年分という範囲にさせていただきます。

○高橋電力取引部長（中部電力株式会社）

中部電力の場合は、I P P側の責めによる解約の場合は、先ほどの基本料金の7年分ということに加えて、実は料金的に、例えば定率償却なんかをしている場合は、初期に高い料金をお払いしていると。後半になると低い料金になるというところで、その分について均等化した料金との差額部分も精算をするという条項を設けております。これは、当社が責めによる場合は、その精算はやりませんけれども。というところが少しちよつと違うという。

○古澤お客さま本部部長（関西電力株式会社）

すみません、それは関西も同じでございます。

○石森執行役員（東北電力株式会社）

東北は九州電力さんと全く同じです。上限価格と入札価格の差の得べかりし利益7年分というふうな格好になります。

○山内座長

とすると。

○松村委員

でないとなると、得べかりし利益が今度は逆に九州電力さんの事由で断ったときにも、得べかりし利益は補償するというふうにつながれているのでしたっけ。九州電力の理由で契約を解除した場合には、落札者の得べかりし利益というのも補償してくれるということでしたっけ。つまり、そこはシンメトリックになっているのですか。

○平田取締役常務執行役員（九州電力株式会社）

非常に判定の難しい状況によって変わる部分だと思いますので、先ほど申し上げましたとおり、仮にそれから先の転売がなくても、固定費は賄えるような残存期間の補償をするということで、そういう考えで規定をいたしております。

○松村委員

なるほど。補正は一切なく、7年分の固定費は一括して払ってくれるって、そういうことなのですね。

○山内座長

これは東北の場合も同じですか。

○石森執行役員（東北電力株式会社）

当社の場合は、当社の解約を申し出た場合は、協議でございます。そこが異なります。

○山内座長

ああそうですね。失礼しました。

これは専門家のほうが。

○新川委員

例えば関西電力さんの資料を拝見すると、基本的には債務不履行解除であり、要するにいつでも勝手に「もうやめた、この契約書」と言ってやめられるわけではなくて、基本的には相手方の責めに帰すべき、要するに相手方に債務不履行があったり破産手続が開始したとかという、何らかの帰責事由があるときに、こっち側、もう一方の当事者が解除権を行使できる。あともう一つ

のパターンとして、やむを得ざる事由があるときに解約申し入れをして、そのときは相手が合意してくれたら解除できるという、この2つのパターンしかないので、基本的には何か債務不履行事由があったときの賠償の範囲を議論していると思います。他社さんの契約もそういうことになっておるという理解でもしよいのであれば、結局、債務不履行等何らかの帰責事由があるときの損害賠償の範囲をどう決めるかという問題であることになってきて、例えば関西電力さんのやつは損害賠償の予定という形で、定額で決まるようにつくられておるわけでございまして、それは一つの基本料金で切っているんですけども、確かに一つの考え方として、損害賠償額の予定金額の決め方をしているんじゃないかなというふうに理解しました。通常取引でも、違約罰の金額というのは何かの算定基準があるわけではなくて、協議の中で一定の金額を決めてやっているわけですが、先ほど伺いました、どうして基本料金をベースにしているかというのが、論理必然的に基本料金ではないものの、特に不合理な決め方だという気も余りしなかったので、一つのやり方ではあるのではないかなというふうに思いました。

こういった7年とか決めておられない通常生ずべき損害とやったときには結局民法の基準になるので、債務不履行とか帰責事由があったときに、そこから通常生ずべき損害と言える範囲のスコープで決めていくんですが、どこまでそれが入るかというのはケース・バイ・ケースでありまして、各社さんから出ている意見の中であげられている例についても、場合によっては通常生ずべき損害の中に入り得るものもありますし、ちょっとこれは入らないんじゃないかなと思うようなものも挙がっているという状況で、どこまでが賠償の範囲に入るかという点の予測可能性ははっきりしないので、定額で決めるというのも一つのクイックに解決する方策としてはあり得るのかなというふうな感想を持ちました。

○山内座長

この点についていかがですか、ほかの方。

○松村委員

これはどう考えても競争法の観点から見ているわけですし、それは最初に細田委員がご指摘になったように、賠償額を余りにも高くし過ぎることによって参入を抑制し、結果的に自社応札に誘導しようとしているのではないかという疑いがないかどうかという観点も重要なわけです。もちろん、民法では、強硬法規じゃないわけですが、基本的に何も書いていなければ、予見可能な通常生ずべき損害額を賠償するという、すごくわかりやすいルールになっている。それをあえてこう書きかえて、それが何らかの事由で発電側が発電できなくなったというときに、7年分の基本料金というか、固定費相当部分を払うというのがツーマッチではないかというのは、一応この委員会でも見る必要があるのではないかとはいいます。

○山内座長

わかりました。そうすると、基本的に今、新川委員がおっしゃったように、何か基準というものはない。だけれども、何らかの形で妥当なというか、そういうものをあらかじめ決めておくこと自体の合理性はあるということですよね。だから、逆に言うと、それが今、競争的な観点からいうと、何らかの競争阻害的な要因とか、あるいは参入の阻止要因になるかならないかって、そういうことだと思う。それを逆に見ると、世間相場であれば問題ないということだと思うんですね。ですから、その辺の検証を一度していただくと。我々もすると。そういうことでお願いしたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

○新川委員

情報遮断のところを関西電力さんのほうに幾つか教えていただければと思います。基本的に、まずルールをつくるということが必要だと思いますので、そういった面で今回、火力電源入札における情報管理のルールを策定されておりまして、内容も必要な項目はカバーされておると思って拝見しておりました。具体的になちょっとプロセスをお伺いしたかったのですが、上限価格の決定をするときに、具体的にどの部門がどの部門がというのは、例えば入札実施部門というのとは他社入札するときに入札実施者がもしコンソーシアムを組んで参加するときに、そういったことを検討される部門というのがあると思うんですけれども、その部門と全然独立したところが結局、上限価格を決定するという決定というのは検討する、検証とか検討を行うのは、別部門が行うようになっておるのでしょうか。

あと、具体的に上限価格を決めるときに何を考慮するのか。ある式にぼんと入れると大体自動的に出てくるようなものなのか、かなり裁量が入ってくるような過程を踏んで、最終的な決定が行われるのかというところを教えていただければと思います。

○古澤お客さま本部部長（関西電力株式会社）

まず、最初のご質問ですけれども、上限価格を決定する部門というのは、当社の企画部門が行いますので、応札する例えば火力部門とも違いますし、私ども入札実施部門とも違う独立の部門が設定いたします。

その具体的な上限価格の設定方法を今ここでつまびらかに申し上げますとあれなんですけれども、基本的には、やはり仮想のプラントといいましょうか、そういったものを考えながらやっていくのが普通かなと。いや、そうと限るわけではございませんけれども、基本的にそういう考え方も含めて入札ワーキングのほうでご審議いただけたらなというふうに考えます。

○新川委員

そうしますと、基本的に、じゃ、入札実施者自らも他社とコンソーシアムを組んで入札される可能性があるケースにおいて、今回は、上限価格非公表という形にしますから、これが自社がコンソーシアムを組まれることを検討される部門に漏れると、そこが有利になってしまうので、それを避けるということ、プラス外部に対して漏えいしないようにするということという、情報遮断というか、漏えいしない形にする方策をまずとるというのが1点と、それからあとは、意思決定の関与者を分離するというのが2点目で、そちらの点につきましては、今おっしゃったとおり、結局、入札実施部門でも応札実施部門でもない第三機関のところが基本的な意思決定と、検証をされるということなので、独立しているので問題ないんじゃないかというふうに思いました。

あと、情報遮断のところにつきましては、いただいたものを見ると、最終的に取締役会に上がっていくんでしょうけれども、それが応札の期間の満了の前日のところ、要するにギリギリのところまで引っ張って、最終決めるという形にすることによって、その事前に決まった上限価格が会社の中にずっとある状況をできるだけ短縮するということで措置がとられており、かつ、情報については部門間で要するにやりとりされなくて、これでいくと、上限価格の策定に関与する部門から他部門に対して、上限価格に関連する情報は開示されないという形で規則ができておりますので、その点も担保されていると思って、ルールのほうを拝見いたしました。

○山内座長

そのほかどなたかいかがでしょうか。どうぞ、細田委員。

○細田委員

上限価格をどこが設定するかという問題なんですけど、これはたまにですけども、官公庁の入札で、要するに発注部門というのが必ずしも適正に、役所の場合ですから予定価格ですよ、そういうものをみずからつくる能力が必ずしもないという場合があつて、その場合はどうするかというと、場合によってそれを担当する事業者、もちろん入札に参加しないというのが一番望ましいわけですが、極端な場合、その事業者も入札に参加してしまうということもあり得るわけですけども、そういう点でいうと、情報遮断の観点から別の部門が、独立の部門が例えば算定するといつても、そこがちゃんとそれだけの人員を配置していない限りは、実は結局そういう建設するとかそういうところの部門からいろいろ情報を仕入れて計算するということになってしまつては、その実質が担保できないという面がありますので、それは単に組織が別だということではなくて、そういうことをしっかり、上限価格とかそういうものを算定できる人材というのをしっかり配置するということも、また重要なのではないかなというふうに思います。

○山内座長

ありがとうございます。

そのほかにかがででしょうか。圓尾委員、どうぞ。

○圓尾委員

すみません。情報遮断について1点だけ質問ですけれども、例えば関西さんの32ページを見ると、常務会、取締役会に関しては、上限価格が具体的にわからないように、レベル感のみを示すと書いてありますが、レベル感ってどうやって示すのでしょうか。非常に曖昧なので、そこだけ確認したいと思います。

○古澤お客さま本部部長（関西電力株式会社）

本来は、これは投資に関する案件でございますので、基本的には取締役会でご決議いただかなきゃいけないと。私どもとしてはですね。ただ、そのレベルを本当に何銭の単位まで開示してしまうと、これはまさに情報の漏えいが心配だということで、ある程度幅を持って、その幅を持った形で取締役会にお諮りして、本当の具体的に何銭という単位については社長に一任という形をとれるのかなと。具体的な今考えているのはそういうレベルでございます。それが一定のバンド幅がどこまでのバンド幅というのもございますけれども、本当の上限価格はわからないようにしたいなということでございます。

○圓尾委員

幅次第という感じもしますけれども。わかりました。

それから、拝見すると、書かれていることで十分、情報遮断ってされるのだらうとは思いますが、我々証券会社なんて多くのインサイダー情報に囲まれて生活しているわけです。一つ一つのインサイダー情報に関して、誰がどの時点でどういう状況でその情報を仕入れたかということ、細かく管理しています。もちろん、この情報を誰が知っているかと問えば、パッと出るように全部管理しています。せいぜいこの上限価格だけの問題だと思うので、記述にあるルールで管理されると同時に、誰がどういうタイミングと事情で耳に入っただのかということまで管理していたら、なおいとと思います。

以上です

○山内座長

そのほかにかがででしょうか。そろそろよろしいでしょうかね。もう一つある。どうぞどうぞ。

○松村委員

ごめんなさい。まだ聞きたい点は終わっていません。

まず、東北電力の資料について伺いたい。22ページ、私の日本語の感覚だと、これが回答になっているようには思えないのですが、これはひょっとしてこういうことを言っているのでしょうか。京都議定書目標達成計画あるいは後継計画を含めた、そういう国全体の二酸化炭素排出

量の整合性の観点から認められなかったという場合には、解約の補償は免責されるのでよいかと言う質問に対して、基本的にイエスと言っている。つまり、免責されますと。ただ、本当にそれに当たるかどうかについては協議させてもらいます、そう書いてあるという理解でいいのですね。

○石森執行役員（東北電力株式会社）

そのとおりですね。

○松村委員

わかりました。ありがとうございました。

それから、4ページに戻ってください。用地確保済みのものと燃料調達の具体的計画を有しているものというのに対して、非価格要素として加点するになっていますが、他の3社はこれに対応するものはないんですね。普通、応札するとすれば、当然やっているだろうということだし、仮にやってなくてできなければ、それは違約金という格好でちゃんと抑制ができているからということだと思うのですが、東北は何でこんな奇妙なものを入れているのか。これは私はいろんな意味で非常に問題だと思うんですけども。

仮に、東北が既にある東北の施設の中に何かつくるだとかっていう、そういうようなことをやったとすると、論点のところにも出てきましたが、適正に経営区分して、それらのコストも自社のそのときのコストに加える、補正するわけですが、東北が自社で用地確保済みだとか燃料計画を有しているようになったとすると、それは既に既存の設備、既存の契約というので確保できているということだから、そのコストを算定するときに、この非価格得点分に対応するようなものはきちんと調整して、既存設備のおかげでできるようになっているのだから、その分のコストは自社応札のコストのところでちゃんと反映できるように修正すべし、ということを言わざるを得なくなる。こんな点数が入っていると。こうなるとすごくややこしくなるような気がして、なぜ他の会社で入れていないような、こんな奇妙なものを入れる必要がないのではないかと私は思うのですが、どうして入れているのでしょうか。

○石山企画部部長（東北電力株式会社）

その点につきましては、今の要綱案のまず17ページをごらんいただきたいと思うんですが、ご意見としましては、用地の部分はないんですけども、燃料調達の部分についてR F Cでご意見をいただいております。当社のほうの回答は記載のとおりなんですけれども、私どもとしてはそもそもこれをなぜ評価項目に入れているかということでございますが、この項目の4番目と5番目の部分、用地と燃料調達につきましては、計画の確実性ということで、経年火力の計画的な代替に向けて重要と考える項目ということで設定をさせていただいています。

ただ、確かにご指摘の部分についてお答えさせていただきますと、具体的な計画を有しているものについて、その回答に記載のとおりなんですが、当社は様式の中で確認をさせていただきますので、例えば用地が確保済みであるとか燃料調達の具体的な契約をしているというところまでを求めているものではございません。そこに記載のとおり、例えば燃料の場合ですと、契約が未締結などの場合でも、その具体的な見通し、こういったものを記載していただくことでその内容を確認させていただきますので、その部分についてはある程度見通しまで含めた中で確認をして、大丈夫であろうというふうなことであれば、当然の加点評価というふうな形になるというふうに考えてございます。

○松村委員

わかりました。まともなケースなら、多分、全部加点になって差がつかないという格好になるのだと思いますが、もしこのところで加点がつかない結果として落ちたというようなものがあつたときには、事後の精査のときに詳しく聞くことになると思います。その点よろしく願います。

それから、次にいいですか。中部電力さんの10ページの、要望に対して誠実に対応してくださったと思うのですが、これちょっとよく理解できないのですけれども、仮にもともとの基準利用率が75%だったとして、今のものだとマイナス20%まで設定されるから55%って、こういうことをやり、年間通告で55%減り、さらに追加して10%減らすということがあるのではないかというのに対して、そういうひどいことはしませんということを言っているわけですね。

○高橋電力取引部長（中部電力株式会社）

もともとの案ではそこまで、是非、需給運用の幅を確保したいということでそういう要綱にしていましてけれども、R F Cのご意見を踏まえて、そこまでしませんということでございます。

○松村委員

これは明らかに改善でありがたいというか、基準利用率からのかい離というのに対して、もともとの案に関してさらに制約を加えて大きく変動しないようにするって、そういうことだと思うのですが、これだと年間通告を基準利用率に対して変える意味がなくなっちゃいますよね、中部電力にとって。そんなことはないのですか。つまり、75%だったというのを仮に65%というふうに年間の断面で言ったとしても言わなくても、最終的に下げられるのは55%が限界ですという状況だから、75のまま置いておいても65に下げても意味ないって、こういうことになりますよね。

○高橋電力取引部長（中部電力株式会社）

いや、75というふうに年間で通告をしますと、そこを下げられるのはマイナス10%までですので、65までしか下げられません。

○松村委員

なるほど。

○高橋電力取引部長（中部電力株式会社）

ですから、65だった場合には55まで下がることはありますけれども。

○松村委員

なるほど。わかりました。勘違いしていました。ありがとうございました。

○山内座長

そのほかご指摘ございますか。そろそろよろしいでしょうかね。

いろいろご指摘をいただきまして、幾つかポイントなんですけれども。

まず最初、連帯保証の件が出まして、これは意見が2つに分かれたんですけれども、基本的には応札者の健全性を求めるというような方向の意見と、それからもう一つは、競争上の問題ということだったと思いますけれども、これも基本的にこのまとめ方としては、要するに、事業の運営についての契約の問題と、それから競争上の問題というののバランスをとるという、そういう方針でいきたいと思うんですね。この辺も、ですから、連帯保証自体がどこまで参入に対するマイナスの効果を持つのかというちょっと確認をしてみて、それで再度検討してみたいというふうに思っています。連帯保証を必ず求めるという書きぶりはちょっときつかなというご意見もあったと思いますが、何もないというのもまた問題だというふうに思いますので、その辺の前提で事務局で調整させていただこうかというふうに思います。

それから、エスカレーション条項については、これは中部電力についてそれを認めているわけなんですけれども、基本的にちょっとこの問題はペンディングさせていただいて、また事務局でこれも取り扱いを考えたいというふうに思います。ただし、エスカレーション条項を入れることがガイドライン違反だというわけではないというふうに思いますので。それを入れないことが失礼。入れないことがガイドラインに違反するとは言えないというふうに思いますので、その辺も前提とした上で調整させていただこうと思います。

それから、情報開示のケースは、これは大体皆さんのご同意をいただいたんではないかというふうに思います。

それから、補償ですけれども、これも先ほどの原則で、要するに、補償についてどこまでの求めるかということについては、競争の問題と契約の社会的な合意事項といいますか、ちょっと言い方が変ですけれども、相場観といいますか、そういったことの問題で、その辺についての余り競争に対して阻害にならないように、またそれは逆に言うと、社会的な相場観というものに非常に近いんじゃないかと、こういうような考え方で、これも過大な負担とならないようなことを考

えつつ、まとめてみたいというふうに思います。

きょうはいろいろご意見いただきましたので、その点について事務局もちょっと再度調整した上で修正をしたいと思いますが、基本的にご一任いただいて、大きな問題についてはまた委員の方にご相談しながらまとめていきたいと思いますので。そういう方向でよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

ということで、本日の議論はこの辺にさせていただきたいと思います。

それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○伊藤電力市場整備課長

ありがとうございます。

今、座長からお話のありましたとおり取りまとめていただきましたので、今のお話を踏まえて、各社において修正案をご用意いただくこととなります。その過程で、事務局のほうでも宿題いただいておりますので、それを整理しつつ、各社のその修正案をまとめ、きょうの主要な論点に絞りまして、各委員に事務局のほうからご照会させていただくと。いわば持ち回りみたいな形で個別の論点についてポイントを絞ってご判断をいただくと。こういう形にさせていただければと思っております。その結果が一応全体了ということになりましたら、事務局より入札募集要綱が正式に固まったというアナウンスを対外的にもさせていただくと。その募集要綱に基づいて入札手続を粛々に行っていただくと、こういう流れになるかと思っております。

また、あと、これも補足でございますけれども、本日そういった形でまとめていただきました入札募集要綱案でございますけれども、実は冒頭申し上げたとおり5社予定しておりまして、実は東京電力の入札募集要綱案のご議論は今回ちょっと間に合わなかったこともございますので、次回以降ということになってございます。それで、申し添えなければいけないのは、仮に東京電力の募集要綱案のご議論をいただく中で、本日のような形でまたご審議いただくことになるわけですが、本日のご審議いただいた内容に加えて、また新たな論点が抽出されてきて、かつ、それを遡及的に本日ご議論のあった4社の募集要綱案にも反映すべきという点が仮に出てくる可能性というのは当然でございます。そういったことも踏まえて、その扱いについて次回、東京電力の募集要綱案をご議論いただいた上で、それらの論点について、本日の4社にもある種遡及的に反映するかどうかと、こういうことについてもご議論いただきたいと思いますと思っております。

その意味では、きょうご議論いただいた結果というのは、いわゆる条件つきということでございまして、いずれにしても、先ほど申し上げたような段取りで全体をセットし、そして速やかに入札手続に入らせていただきたいと、こういうことで考えております。

うちからは以上です。

○山内座長

それでは、以上のようなご説明も踏まえまして、本来5社一緒に議論していただくことが合理的だったわけではありますけれども、準備の都合上もあり、分けてご議論をいただくことになったわけであります。今、事務局からのご発言がありましたような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのような取り扱いとさせていただきます。

さて、以上でご議論は終わりでございまして、連絡事項というのは何かございますか。

○伊藤電力市場整備課長

それでは、先ほど申し上げたように、東京電力の募集要綱案ときょうの宿題の一部、本日の募集要綱案にかかわらず、全体として整理すべき論点がございましたので、それらもあわせてできたところで日程調整をさせていただき、日程については別途ご連絡をさせていただければと思っております。

○山内座長

ということですので、次回につきましても出席方よろしくお願ひしたいというふうに思います。

3. 閉会

○山内座長

それでは、これをもちまして、第5回の火力電源入札ワーキンググループを閉会といたします。熱心なご議論をどうもありがとうございました。

——了——